

第131回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果

1 開催日時

平成31年 3月 5日 (火)

午前10時00分から午後 4時10分まで

平成31年 3月 6日 (水)

午前10時00分から午後 3時45分まで

2 開催場所

千葉県文化会館 (千葉市中央区市場町11-2)

3月5日 (火) 第3会議室

3月6日 (水) 第1・2会議室

3 出席者

【委員】

(5日) 福永健司委員(部会長)、佐山裕子委員、清宮敏子委員、石橋整司委員

(6日) 福永健司委員(部会長)、佐山裕子委員、清宮敏子委員、石橋整司委員、
前田利雄委員

【職員】

(5日) 櫻井農林水産部次長、西野森林課長、堀口副課長 他

(6日) 櫻井農林水産部次長、西野森林課長、堀口副課長 他

4 議題

(1) 審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

(2) その他

5 審議結果

別紙のとおり

別紙

(3月5日分)

【開催宣言】	
司会	<p>それでは、ただいまから第131回千葉県森林審議会森林保全部会を開催させていただきます。(以下あいさつ、資料確認)</p> <p>本日の森林保全部会でございますが部会委員5名中4名の御出席をいただいております。</p> <p>よって、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により、本部会が成立しておりますことを御報告させていただきます。</p> <p>それでは、櫻井農林水産部次長よりごあいさつを申し上げます。</p>
櫻井農林水産部次長	<p>おはようございます。農林水産部次長櫻井でございます。</p> <p>まずは、委員の皆さまには、御多忙のなか、森林審議会の森林保全部会に御出席をたまわりまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、前回の審議会でも御報告を申し上げましたが、市原市大桶の土砂流出事故の件でございます。</p> <p>県では今回の事故を教訓といたしまして、今後の事務に生かすため、問題点、課題の洗い出しと改善策について検討を行ってまいりました。</p> <p>その結果、今回の問題点は、「現場の監視不足」と「是正指導の不徹底」にあったと考えております。このため、後ほど御説明いたしますけれども、現場における施工状況の確実な把握と違反行為等への対応について、改善を図ることといたしました。詳しくは後ほど御説明させていただきます。</p> <p>また、平成24年のいわゆるFIT制度が開始されたことを契機といたしまして、太陽光発電が急速に普及をしております。</p> <p>太陽光発電の普及は地球温暖化対策の観点からは好ましいことですが、一方でいわゆる地上設置型の大規模な、いわゆるメガソーラーと言われているような太陽光発電施設につきましても、地域の自然環境ですとか、生活環境、あるいは景観といったことへの影響について、懸念されるケースも見受けられるようになったことから、国において、所要の検討に取り組むと聞いております。</p> <p>また、太陽光発電施設に係る環境アセスメントに関する国の検討会におきましても、近々報告がまとまるというように聞いております。こういった国の動きも踏まえまして県においても、林地開発許可の審査</p>

	<p>基準について、検討を加えてまいりたいと考えております。</p> <p>その際は、審議会におきまして、皆さまの御意見をいただき、または御審議をいただきながら、進めてまいりたいと考えておりますので、その節はどうぞよろしくお願いをいたします。</p> <p>さて、今、進行が申し上げたとおり、今回の森林保全部会、新規9件、変更3件、報告4件の合計16件の林地開発許可案件について、諮問をさせていただいております。本日と明日の2日間に分けまして御審議をお願いしているところでございます。</p> <p>昨年、御視察をいただいた鴨川のメガソーラーの案件については、時間をかけまして明日、ご審議を頂戴したいと思っております。本日はそれ以外の15件の審査を、お願いをしております。</p> <p>諮問案件の御審議と合わせまして、皆さま方の御指導、御助言をお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。</p> <p>今日はどうぞ、よろしくお願いたします。</p>
司会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、審議に先立ちまして、福永森林保全部会長よりごあいさつをいただきます。</p>
福永部会長	<p>おはようございます。</p> <p>あれだけ寒かった冬が、もうだいぶ春がすぐそこに来たという感じが、千葉県辺り、関東ではすると思います。</p> <p>寒いですが、一旦、1月かどこかで暖かい時期があったものですから、色々な花が、もう目を覚ましてしまって、本当は3月の中旬とか3月末に咲く花が、既に満開になっています。それでも季節は進んでいる、時間は進んでいるのですが、まもなくまた、3.11を迎えます、そういうことがある度に、新しい対策だとか、そういう話がでてくるのですが、やはり1年間の内に、また、何か途中で忘れてしまうようなことがあって、この前も神戸の阪神淡路の慰霊祭もありましたし、何か最近、そういうものが非常に多いという風に感じます。</p> <p>それは昔のそういった痛い目を忘れないためにやっている訳ですから、そのための対策とか、そういうものがやはり必要であって、我々一般市民も忘れてはいけません、指導するとか、する側もどんどん新しい体制ですとか、対策を立ててやってもらいたいという風に思います。長くなりますので、以上で。</p>

	今日のたくさんの審議をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。
【議長選出】	
司会	それでは、これより御審議をお願いしたいと思います。 部会の議事進行は、千葉県行政組織条例第33条第7項の規定によりまして、同条例第32条第1項の規定を準用し、部会長が議長を務めることになっておりますので、福永部会長をお願いいたします。
福永議長	御指名でございますので、しばらくの間議長を務めさせていただきます。
【議事録署名人選出】	
福永議長	最初に議事録署名人を選出したいと思いますですが、議長に御一任願えますでしょうか。
委員一同	(議長一任)
福永議長	それでは、佐山委員と石橋委員にお願いします。 よろしくお願いいたします。
【傍聴】	
福永議長	本日、会議の傍聴希望者の状況はどうなっていますか。
事務局	本日は、傍聴希望者は3名いらっしゃいます。
福永議長	傍聴を認めてもよろしいでしょうか。
委員一同	(了承)
福永議長	それでは傍聴を認めます。傍聴する方を入室させてください。
福永議長	一般の案件を審議する前に、事務局から市原市大桶の土砂流出事故に伴う「林地開発許可地等の指導・監督の強化について」、「審査基準の見直しについて」、報告があります。 事務局から報告をお願いします。
事務局	「林地開発許可地等の指導・監督の強化について」、「審査基準の見直しについて」の説明
福永議長	ありがとうございました。 ただ今の説明で御質問等はございますか。
福永議長	経済産業委員会の議事録で線が引かれていない箇所を見ると、委員の方から遅いと言われている。 国だけじゃなくて、都道府県も積極的に、率先してやってもらいたい

	<p>と思います。</p> <p>「林地開発許可地等の指導・監督の強化について」は今年の4月からですか。</p>
西野森林課長	<p>既に取り組み始めておりまして、外部委託については来年度の予算で対応していきたいと思います。それ以外についてはルールを見直しまして、順次始めているところでございます。</p>
福永議長	<p>ありがとうございました。</p>
【議案の審議】	
福永議長	<p>それでは、平成31年2月20日付けで知事から千葉県森林審議会に諮問があり、当部会に付議されました議案について御審議をお願いいたします。</p> <p>議案の「林地開発許可案件について」、ですが、第1号から第16号まで16件の案件について諮問がされております。</p> <p>事務局から説明があったとおり第16号案件については明日行いまして、本日は第15号案件までを諮ります。</p> <p>それでは、第1号案件から事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>第1号案件【新規】(株)ユニマツプレシヤス(宿泊施設・レジャー施設の設置)についての説明</p>
福永議長	<p>ただ今事務局より説明がありました第1号案件につきまして、御審議をお願いいたします。</p> <p>御意見、御質問等がございましたらお願いします。</p>
佐山委員	<p>ここは現状ではほぼ平坦地ということですが、元々は畑地か何かで、以前に開発があった場所ではないという理解でよろしいですか。</p>
事務局(印旛支所)	<p>基本的には新規の開発で、元々は平地林だったところですよ。八街市ですので、周りに谷津の田んぼがあり、その上の台地が平地林となっております。</p>
佐山委員	<p>それでは、その土壌を過去に開発したという訳ではないですね。</p>
事務局(印旛支所)	<p>はい。それは全くありません。</p>
福永議長	<p>他にございますか。</p>
福永議長	<p>(土地利用計画平面図を指して)図面の1枚目も2枚目も、いっぱいドットがあって、林地ではなくなっているところが結構あるように思いますが、既に開発許可を取ったので外れたということですか。グレー</p>

	になっているところや紫色になっているところも。
事務局（印旛支所）	はい、そうです。ドットの所は5条森林外となります。ちなみに、グレーのところは農地となっており、農転の許可申請が出ております。
福永議長	実際には。
事務局（印旛支所）	（土地利用計画平面図を指して）純増という言葉が妥当かどうか分かりませんが、赤の太線で囲った区域が今回新たに開発する区域となります。ピンクや黄色の部分は、先ほど申し上げたとおり小規模開発や宅地開発などで、既に開発が終わっているところです。
福永議長	他に何かございますか。
福永議長	要らぬ心配なんですけど、集合住宅というのは何ですか。
事務局（印旛支所）	8階建ての高層ホテルとなります。様式2に書いてあるとおり、仮称八街市ドギーズホテルということで、元々犬との触れ合いをメインとした開発計画となっています。
福永議長	8階建て分も人が来ますか。
事務局（印旛支所）	隣にはゴルフ場も既に開設されており、そういった意味では、総合的なレジャー施設の中で、宿泊客を誘致し、確保しようとしていると思われます。
福永議長	それほど心配はないと思いますが、残置森林のスギ林は先ほど写真で見たとおり比較的手入れされていて、下がすかさずかしていたのでよいですが、人が集まる場所ですので、今後も周りの森林の手入れをしっかりと続けてほしいと思います。
福永議長	他にございますか。よろしいですか。 それでは次の第2号案件について事務局より御説明をよろしく願いたいします。
事務局	第2号案件【新規】東亜電設工業（株）（太陽光発電施設の設置）についての説明
福永議長	ただ今事務局より説明がありました第2号案件につきまして、委員の方から御意見、御質問等ございますか。
佐山委員	パネルの設置についてですが、土を固めるとか加工するとかをしない状態で、ただ均すというか、切ってそこに設置するという話でしたけれど、例えば地盤に対してどれくらいの深さに土台を埋め込んでいくのか。過去に大雨でパネルが山ごと流れた事例がありました。ここにそういった心配は全くないのかとか、斜面に対して自然の状況というか、

	<p>木を切って根は残す状況というか、きれいに並べようと思うと、ある程度高さを揃えるとか、深さについて、私どもよく分からないので、そこから辺の説明をしていただきたい。</p>
事務局（印旛支所）	<p>（土地利用計画平面図を指して）まず、雨水対策についてですが、集水区域は広くとってありますが、上の台地の集水については事業区域を流れる前に山側にU字溝を設置して、そこで水を受けて調整池の方に水を集めます。パネルを設置する区域ですが、例えばここなんかですと約9.9mで、こちらは20mくらいでして、要するに幅が非常に狭いので、そこを流れる水の速度はさほど上がらないと考えております。</p> <p>また、パネルの下は緑化して、浸食されないように対策を講じるということです。上の台地の水がそのまま流れてきてしまうといった御心配については、上の水が事業区域を流れる前に集水して処理します。もう少し広い場所ですと、そういった懸念もあるかと思いますが、今回は9m、20mの範囲の中でパネルを設置しますので、大丈夫だと考えております。</p>
佐山委員	<p>パネルを設置する場合に、パネルの足はどのくらい地下に埋め込みますか。</p>
事務局（印旛支所）	<p>いろいろなタイプがありますが、ここはスクリュウ型でねじ込むと聞いております。根入れは約1.5mです。</p>
佐山委員	<p>（土地利用計画平面図を指して）この図面で見ると、必ずしも全部が危ないのではない。斜面にあわせて、多少段差があるところは平たく均していく訳ですよ。平地なら分かるのですが、斜面というか自然地形をあまりいじらないということであれば。</p>
事務局（印旛支所）	<p>おそらく、並べられたパネルは通常のようにきれいには並ばないと思います。伐採した根を避けながら支柱を打ち込むという計画になっています。</p>
佐山委員	<p>そこから辺の地盤もわからないので、安全性についてはよくしていただきたい。</p>
福永議長	<p>他に意見はありますか。</p>
石橋委員	<p>（土地利用計画平面図を指して）地図の下が南です。そっち側に斜面が下りていきますよね。残置森林というのは、今あるコナラや広葉樹を残すということですよ。</p> <p>残置森林の一番上の端は、標高30m前後ですが、パネルを貼るとこ</p>

	<p>ろは大体40m位ですよ。樹高10～15mって書いてあるところは、パネルの前にコナラの木が立つ訳ですよ。</p> <p>これで太陽光発電ができるのですか。</p>
事務局（印旛支所）	<p>その辺は、業者の方に「どうなんですか」と何度も確認していますが「伐採しなくとも何とかなる」と。</p>
石橋委員	<p>何とかなるでは困るじゃないですか。結局、やってみたら届く光が足りないから、木を上の方だけでも切るということになりかねないと思うのですが、その懸念はないのですか。</p>
事務局（印旛支所）	<p>それは許可として認められない話になりますので。</p>
石橋委員	<p>ですよ。でも、認められないからって、やらない訳にはいかないですよ。</p>
事務局（印旛支所）	<p>伐採をですか。</p>
石橋委員	<p>いや、木の上部だけ切ってしまうて。</p>
事務局（印旛支所）	<p>それはですから許可できないので。効率が悪いかもしれないですが。</p>
佐山委員	<p>それも見越して業者さんは案件を出しているということか。</p>
石橋委員	<p>いや、事業として大丈夫なのかな、と。</p>
事務局（印旛支所）	<p>（土地利用計画平面図を指して）業者は、こういう所（事業地北西側）で効率を稼いで、ここは効率が悪いのはやむを得ないという言い方はしていました。</p>
石橋委員	<p>様式2を見ると、事業区域周辺部は、10m以上の残置又は造成森林を配置と書いてあるけども、（土地利用計画平面図を指して）一番北、その外側ですよ。そうすると台地部分の真っ平らなところの民家や農地の横にパネルが並べられるのが一番北の区域ですよ。周りに森林はないですよ。</p>
事務局（印旛支所）	<p>ないです。ここは元々、5条森林外となっております。こういうところで稼ぐという言い方をしていました。</p>
石橋委員	<p>そこにパネルが貼られるわけですよ。むき出しの所で。</p>
佐山委員	<p>畑の周辺にパネルが貼られるのですね。</p>
石橋委員	<p>そういうところは周りとのトラブルはないのかなあと思って。</p>
事務局（印旛支所）	<p>たまたまですが、山の所有者と後背の農地の所有者が同じで、その辺</p>

所)	は大丈夫だと思います。所有者さんが異なっていると、いろいろ気になるとは思います。
福永議長	他にございますか。最初の佐山委員の質問にあったように、斜面自体は小さいですけど、この北側の農地ですか、この中に書いてある矢印は水の流れですか。
事務局（印旛支所）	そうです。基本的にはほぼ平らなのですが、安全を期して広く集水区域を取らせています。
福永議長	それは事業地の方に集まってくる。
事務局（印旛支所）	要するに、畑の水が、大雨になると斜面の方に流れてくるということで、山側にU字溝を設置してその水は処理する。
福永議長	山側のU字溝の容量でOKだという話か。
事務局（印旛支所）	そうです。
福永議長	結局、そういうものが逸水すると危ないのですが、きちんと処理できれば別にいいのですがね。
事務局（印旛支所）	通常ですと両側にU字溝を設置するケースはないと思いますが、今回は斜面の保全を図る意味で、県の指導で両側に設置させたものです。当初は谷側しかなかったです。
佐山委員	U字溝に山側の土砂が全然流出しないことが前提なのですか。普通は、雨が降るとU字溝であっても、流れてきた物が溜まる可能性もありますが。
事務局（印旛支所）	適切に維持管理をしてもらうことが前提でないと、そういった考え方は成り立ちませんので、事業者徹底させたいと思います。
佐山委員	はい、よろしく申し上げます。調節池や浸透池では、浚渫というちゃんとした目標があるのですが、U字溝だと、例えば土砂に対して、今まできちんとした基準だとか、何カ月に1回だとかで保全しなさいよといった指導について、言及がなかったので。
事務局（印旛支所）	基準上ありません。
佐山委員	U字溝ということで確実に雨水の処理ができますとか、土砂の中の落ち葉だとかが目詰まりした時に管理するだとか、あまり言及されてこなかったと思うのですが、今回のように敢えてU字溝を設置したのであれば、なおさらその管理をするように御指導をお願いしたい。斜面

	は小さくても、不慮の風とか雨とかになると、いろいろな意味で確実に流域が守られるかどうか。何となく不安なところがあって、その辺は徹底していただきたいと思います。
福永議長	これまでも地上の排水施設は、U字溝で集めて池に持っていくようなものが結構ありましたが、それは設計どおりにいつもクリーンであって断面がきちんとあるから処理できる訳なので、維持管理をきっちりやらしてもらわなければならない。その辺は事業者の責任でやるのですか。
事務局（印旛支所）	そうです。太陽光パネルの場合は、定期的に当然、パネル自体の清掃もしなければなりませんし、また、保安上の問題もあって、定期的に巡回しているので、その際に側溝の断面確保についても指導していきたいと思います。
福永議長	パネルを貼るところは、表土を残したままパネルを設置して、緑化するのであればいいが、土砂流出がないようによろしく御指導お願いします。ここの市町村の意見もたくさんありますけれども、これもきちんと反映させるようお願いいたします。
事務局（印旛支所）	はい。
福永議長	よろしいですか。それでは次に移りたいと思います。次は第3号案件です。事務局より御説明をよろしく願いいたします。
事務局	第3号案件【新規】（株）東海住宅（太陽光発電施設の用地造成）についての説明
福永議長	ただ今説明がありました第3号案件につきまして、委員の方から御意見、御質問等がありましたらお願いします。
福永議長	（土地利用計画平面図を指して）この図面では、出入り口は一番上にあるのですが、管理道は特にないのですか。
事務局（印旛支所）	色付けはしていませんが、出入り口から南はパネルを貼らない区域で、管理道として使用します。また、池の周りも浚渫、維持管理のため通路として使用する予定となっています。特別に砂利を敷く等はいりません。
清宮委員	パネルを敷きこむ場所の周りはネットフェンスだけなのですが、景観的にネットだけで大丈夫ですか。野田市は景観条例とかないのですか。パネルを設置した場合に、道路側とか見える方には、何か樹木を植

	えなさいとか、決まりはないのですか。ところどころに植える予定ですか。
事務局（印旛支所）	市の方も各課照会をしていますが、景観的な部分での意見はありません。
清宮委員	野田市はないのですね。
事務局（印旛支所）	はい。ネットフェンスの方は、別の目的で設置されるので。
清宮委員	外から見えるから木を植えなさいとか、地域によっては結構あるのですけれど。
事務局（印旛支所）	南側に5条森林があり、残置森林の林帯が残るような計画となっています。パネル面の見える南側は林帯で目隠しがされるような配置になっています。
清宮委員	北側はすべてネットフェンスですけどね。
佐山委員	最初は資材置き場として、一度小規模開発がされているのですが、そのときには、残置森林はどこにあったのか。今回の区域が丸々、小規模開発された区域になるのですか。5条森林外も含まれていたんですか。
事務局（印旛支所）	（パワーポイントを指して）含まれていません。5条森林の中だけで、赤い点線が入っている部分と図面の下側の部分が小規模の区域となっております。実際に開発されたのは、全域ではないです。一部だけが伐採されて資材置き場として使用されている状態です。先ほど航空写真で見た際に白くなっていた場所となります。
福永議長	小規模開発はもうちょっと広い面積だったけれども、実際には一部しか伐採されなかったため、今回の案件では、ど真ん中に空き地として出てきた。
佐山委員	そうしたら、今回開発される場所は小規模林地開発で大きく残っていた残置森林の箇所となるのですか。
事務局（印旛支所）	小規模林地開発の時点で残置森林としているかもしれないです。
佐山委員	（土地利用計画平面図を指して）過去に開発した所をどう使おうと、森林として確保されている部分はある程度残し、森林率にカウントするというイメージだったのですが。資材置き場として開発された場所は無立木地となっているといった、経過の状況がよくわからない。現況はわかりましたけど、初めての開発であれば、無立木地が残っているの

	<p>も仕方ないのですが、過去に開発の経過があるのであれば、何かその形跡というか、どういう風に許可が下りて、案件として残ったのかについて、その経過がこの図面からは理解できない。パネルが置かれる場所は、林発とは関係なく開発されたところですよ。要するに、今回に限らず、小規模のところは含まれてない訳ですよ。今回の開発区域を示す線の外ですよ。</p>
事務局（印旛支所）	<p>（土地利用計画平面図を指して）図面の赤い区域とそれ以外の区域も含んだ形で小規模の申請が過去にされました。ただ、実際には一部分だけしか開発していないので、部分的に開発した場所とそれ以外の新たな土地も含めて、今回の林地開発許可申請をしています。</p> <p>この区域の外、図面の下側にも小規模の届出があった区域がありましたが、実際に手が付けられていない状態で、残してある状態です。</p>
佐山委員	<p>この土地がどういった経緯で残った土地なのか、正直、許可の経過も含めてわからない。私には理解し難いので、うまく説明していただきたい。</p>
石橋委員	<p>5条森林外のエリアはどこになるのですか。</p>
事務局（印旛支所）	<p>（土地利用計画平面図を指して）図面で説明すると右上のあたりとなります。</p>
石橋委員	<p>今回パネルを貼るほとんどのところですよ。</p>
事務局（印旛支所）	<p>まあ、ほとんどのところにパネル設置するというか。</p>
石橋委員	<p>パネルを貼るところはそこで、5条森林と説明したところはほとんど池になるのですよね。</p>
事務局（印旛支所）	<p>池が占める部分大きい。</p>
石橋委員	<p>だから、残置森林を除いたほとんど残りの森林は池になって5条森林外といった場所にパネルを貼るということですよね。簡単に言うと。</p>
事務局（印旛支所）	<p>5条森林の大体半分くらいにもパネルは貼ります。全体の面積的には半分くらいは5条森林外にパネルを貼ります。</p>
石橋委員	<p>だから5条森林外のところにパネルを貼るために、5条森林に池を作り、それを一括して申請しているイメージに見えてしまうんですよ。そこに違和感があるんです。</p>

佐山委員	元々パネルを貼るところが林発に関係のないところと言ったらおかしいですけど、対象外だったとしたら。
事務局（印旛支所）	（土地利用計画平面図を指して）5条森林外は、こういう形で入っているのですが、この辺りも森林になって、5条森林外のみというわけではない。下流が5条森林側なので水が集まる形になります。
石橋委員	3分の2ぐらいは違いますよね。
佐山委員	大きく言うと説明のとおりなのですが、違和感というか、私たちが検討すべき内容でないところですが。
石橋委員	悪い見方をすると、森林の部分が他の部分にパネルを貼るための土地として使われているとか、そういう開発に見えてしまう。
事務局（印旛支所）	ほぼ平坦で、下流側に池を作るとなると、南側に作ることであり、対象森林があるのでどうしても。池の位置の関係でパネルは極力北側に配置することになりまして、そのため図面の左下の部分に池を作るという形になります。
佐山委員	結局、パネルを貼ったところが丸裸な状態になるのですよね。何か不自然とか、違和感があります。
石橋委員	結局、森林を切るわけですからね。
福永議長	事業用地ですから切った後は5条森林ではなくなってしまうのですよね。
佐山委員	だから、もう5条森林ではない状態で開発されてしまった。
福永委員	事業用地になったところは5条森林ではなくなる訳ですよね。パネルを設置している場所で、5条森林と言える場所は残置森林だけですか。
事務局（印旛支所）	（土地利用計画平面図を指して）今回は図面から外れますけれど、南側にも5条森林が続いていますので、帯状に残るという形ではないです。
佐山委員	隣地とつながって、森林としてはかたまりで残るといえることですか。
事務局（印旛支所）	そうです。
佐山委員	実際に池になったら、そこは森林に戻らないのですよね。だから緑化もできないのですよね。本当にその残置森林しか緑としては残らない。将来は緑に戻るわけではないですからね。
福永議長	明日の案件は特に大きな案件ですけど、これまでもこのような小さ

	いパネルの案件がたくさんあって、今までかたまりとしてあった5条森林がみんなドーナツ状になるということですよね。
佐山委員	<p>今度はドーナツにもならないですよ。森林が残るのは片側だけですよね。</p> <p>林地開発がされなければ、隣接地の森林も併せて森林の形は少し広く残るけども、いずれ何らかの形で分断されていく可能性も高いわけで。</p>
事務局（印旛支所）	たまたまここは、隣接地も事業者の方で持っているので、一体として森林は確保されると思う。
佐川委員	森林が一体になるとまた怖いですよ。開発の対象になる可能性もある訳で。
福永議長	パネルの設置は決まっているのですか。
事務局（印旛支所）	計画はあります。パネルの構造の絵は、土地利用計画平面図の方にあります。
福永議長	申請の方は用地造成でされているわけですよ。
事務局（印旛支所）	はい。
福永議長	大体、よろしいでしょうか。あと、池を作るために土を切り取って盛るといった話がありましたね。そして、少し勾配をつけて集めると、その辺もしっかり施工管理をやってもらいたいと思います。水が集まらなかったりすると大変だと思うので、よろしくをお願いします。
福永議長	<p>よろしいですか。</p> <p>次の4号案件の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	第4号案件【新規】(株)WIND-SMILE(太陽光発電施設の設置)についての説明
福永議長	ただ今の第4号案件につきまして、御意見、御質問等がありましたらお願いします。
福永議長	<p>残土埋め立てと農地造成の完了はいつだかわかりますか。</p> <p>林齢が4だと、4年前くらいでしょうか。</p>
事務局	28年3月に埋めている場所があります。
福永議長	そこは一旦、事業は完了ということですか？
事務局	一部完了です。
福永議長	一部完了とは。

事務局	(土地利用計画平面図を指して) 先ほど御説明させていただいた、こちらの工区が残っている状態です。この図面では工区を表示していませんが、このエリアは7工区に分けられていて、順次完了させていく部分完了で、2、3、5、6、7工区は部分完了を行っています、1と4工区については完了していない場所になります。
福永議長	そこを取り込むということであっても、これは変更ではなく、新規案件扱いとなりますか。
事務局	はい。業者から承継すれば変更案件となりますが、今回については、それができなかったこともあり、防災施設を作っている1工区を取り込まないと災害のおそれもありますので、それを取り込む形で新規案件の申請を受けています。
福永議長	あと、残土埋立地と農地造成地の比率は分かりますか。
事務局	(土地利用計画平面図を指して) 残土埋立地のところに農地造成を行っているので、ほぼ同じです。ただ、元々森林になっていた場所もありますので、そちらについては植栽をして造成森林としていました。ちょうど、ここが大きな沢地形となっており、そこを残土で埋め立てて農地を造成しています。ですから、残土を埋め立てた面積と農地造成した面積が同じになります。
佐山委員	農地造成というのは、客土として、農地に適した土を上に乗せてあるということですか。
事務局	そのように思われます。この辺りは、段々畑を作っている。整備はしましたが、実際は使われてはいない土地となっています。
清宮委員	農地としては稼働してないという事ですか。
事務局	現状はそうです。
清宮委員	結局は使われていない。開発したが農地としては使用された形跡はない。
福永議長	農地なら苗木は植えなくてもいいということですよ。
佐山委員	結局どういうことなのでしょう。農地造成の場合でも普通の造成地の場合でも、普通は埋め立てしたら100%林地に戻すように規定されていますよね。
事務局	5条森林であればそうです。
佐山委員	残土埋立てしたあとであれば、谷筋であろうと、過去のいろいろな例からも森林にするというか、100%森林に戻すのが前提ではなか

	ったですか。
事務局	一時転用に関しましては。
佐山委員	農地開発ということだから、こういった状況でも許可されたということですね。
事務局	当時、農地を作るということがありましたので。
西野森林課長	<p>ちょっとよろしいですか。主目的は残土埋立ての事業だった。担当からも説明したとおり沢地形で、農地が沢部分にたくさんあり、図面でも大部分が農地です。そこを埋め立てて、また農地に戻す。</p> <p>元々農地であった部分を埋め立てて農地に戻すので、新規に農地を作ったものではありません。一時的に盛って、また農地に戻すのです。森林ではなかった。</p>
佐山委員	森林を農地に転用した訳ではなくて、残土埋立てで農地を農地に戻したということですね。
西野森林課長	<p>大体、沢地形ですと農地と森林が介在しています。そこを一時転用して、森林は森林に戻すのと同じように、農地は農地に戻すものです。様式2の目的で、残土埋立及び農地造成と書いてあるので誤解を招いた。</p>
佐川委員	そうですね。元に戻したということであれば、森林という私たちのイメージと異なることはないわけですね。
西野森林課長	そうです。
福永議長	<p>(土地利用計画平面図を指して) 要は、元々、埋立てのメインの場所は沢地形の農地だった場所ということですね。その縁のあたりが森林で、さっきの写真にあったクロマツが植えられていたというのは縁の方ですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p> <p>(土地利用計画平面図を指して) この辺りです。</p>
福永議長	<p>当時、まだ5条森林になっていたところに、マツが植えられているということですね、わかりました。</p> <p>他にございますか。</p> <p>先ほど説明があったと思いますが、平面図でいうと右側が高くて左側が低いというイメージでよろしいですね。</p>
事務局	そのとおりです。
福永議長	(土地利用計画平面図を指して) ここはすでに埋められているとこ

	<p>ろだから安全上は問題ないのかもしれませんが、それでも土砂流出等、いろいろあると思いますから慎重にお願いします。</p> <p>事業区域外の池は何ですか。</p>
事務局	元々、埋める前から池がありまして、埋立て後に池を復元した形となります。
佐山委員	ため池みたいな形なんですか。
事務局	元々農業用のため池がありまして、それを復元したということです。
佐山委員	復元という形をとるといのは。
事務局	元々国有地で、そこを嵩上げしたという形です。
佐山委員	その池は今回の開発で何かに活用するんですか。
事務局	元々農業用のため池だったということで、コンクリートを張ってありますし、水が抜けなくなっています。
佐山委員	では、そのものをもう一度作ったということ。
事務局	はい。嵩上げをして、農業用のため池を作り直ただけです。
佐川委員	実際にはため池としては使わないのですね。基本的には周りは農地でなくなったので。
事務局	今後は下流の方で使うかもしれません。下流まで水路で引っ張っていますので。
佐山委員	一応そういう風な形で使う可能性があるのですね。
事務局	はい。区域外まで水路になっています。
福永議長	他にございますか。よろしいですか。
	ここは元々農地ではなければ全面森林に戻っていましたがね。
佐山委員	残念ながら元々農地だったので。
福永議長	それでは次の第5号案件の御説明をお願いします。
事務局	第5号案件【新規】筑豊電気（株）（残土埋立、太陽光発電施設の用地造成）についての説明
福永議長	はい、ありがとうございました。
	ただ今ご説明がありました第5号案件について、御意見、御質問等がございましたらお願いします。
石橋委員	この案件は、現状で真ん中が低いですよ。
事務局（中部林業事務所）	そうです。
石橋委員	そこを全部厚く埋め立て、平らにするということですよ。

事務局（中部林業事務所）	そうです。
石橋委員	（土地利用計画平面図を指して）事業区域以外が地形的に高くなっているので、結構水が流れ込んでくると思われませんが、そこにかんがりの埋立てを行うことについて安全性は確保されていますか。
事務局（中部林業事務所）	盛土の底部に暗渠管を配置することと、集水区域として周辺部も見えており、この池で大丈夫です。
福永議長	このくらいの盛土だと、中に埋設の擁壁等を設置しなくともよいのですか。
事務局（中部林業事務所）	盛土高が高い箇所の基礎地盤を地盤改良しまして、安定計算上持つよう行っています。
福永議長	山であれば盛土の中に擁壁を入れていくが、このような平坦な土地ではなくてもよいということですか。
事務局（中部林業事務所）	安定計算で持つよう計算されているので、擁壁までは必要ないと考えています。
福永議長	（土地利用計画平面図を指して）一番下の真ん中に書いてある木柵はどこで使うのですか。
事務局（中部林業事務所）	土砂流出防止柵です。造成森林部分が外向きの法となっていますので、土砂等が事業区域外に流れ出ないように対策として設置します。
福永議長	事業期間中という事ですか。
事務局（中部林業事務所）	主には施工中の対策としてですが、撤去はしないので施工後も残ります。
福永議長	あまり長持ちはしそうにないですが。
事務局（中部林業事務所）	施工期間中もてばよいものです。
福永議長	その辺は承知の上で使うということですね。
事務局（中部林業事務所）	はい。
福永議長	他に何かございませんか。
福永議長	パネル設置はいつ頃になるのでしょうか。 残土埋立てが終了した時点からですよ。
事務局（中部林業事務所）	用地造成までの案件となります。埋立期間が3年なのでその後になります。

福永議長	その時に需要があるかどうか。
佐山委員	写真にありましたが、残置森林に竹林があったり、倒木があったりとあまり手入れされていない状況でしたので、是非、維持管理が徹底されるよう御指導いただければと思います。
事務局（中部林業事務所）	わかりました。
福永議長	毎回荒れたような里山の写真が出てくるのですが、今回はこれが初めてだったので。
佐山委員	今まで結構きれいだったんですけど。
福永議長	太陽光パネルであれば、残置森林が荒れてしまえば倒木により被害が発生する可能性があるのでは、管理してくれると思う。残置森林の管理にはよいのかと思います。
佐山委員	14mも残置森林があると、パネルに近い所はある程度手入れされると思いますが、中側の方は放置状態、そこまで手が回らないというのが事業者さんの心情かもしれないですけど。
福永議長	少なくとも縁だけはきちんとやっていただければと思います。森林として残る場所がこのような場所だと頭が痛いですよ。
福永議長	よろしいでしょうか。 午前中の審議についてはここで一旦中断したいと思います。午後は1時からとしたいと思います。
（休 憩）	
福永議長	それでは皆さんおそろいですので、再開したいと思います。 次も新規案件ですね、新規案件の第6号案件です。 事務局より御説明をお願いします。
事務局	第6号案件【新規】（株）環境コレクト（残土埋立）についての説明
福永議長	ありがとうございます。 ただ今の第6号案件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。
福永議長	何かございませんか。
清宮委員	先程から土留工や木柵工を設置するものが2件ありましたが、根入れや立ち上がりの高さは勾配等で規定されるのでしょうか。
事務局（中部林業事務所）	勾配と言うよりは、土砂の流出を防止することを目的として下流側に設置します。

清宮委員	高さがあるということは流れ出る土量が多いということでしょうか。
事務局（中部林業事務所）	そういう訳ではないです。
清宮委員	先程は1 m位で、今回は1.8 mなのですけれど。
事務局（中部林業事務所）	木柵の設置位置としては、図面左下となり、調整池堰堤及び残土埋立て箇所からの土砂が道路側に流出しないように設置します。
清宮委員	高さに関して、特別な規定はないのですか。
事務局（中部林業事務所）	特に規定を設けている訳ではありません。
清宮委員	先程は1 mでしたが、設計者によるのでしょうか。
佐山委員	勾配がある程度ある箇所には。
事務局（中部林業事務所）	この案件は、下流側に背負っている盛土がありますので、出口を締めるという意味合いもあります。今回は高めに設置することとしています。
福永議長	今の木柵は終了後も残して機能させようということでしょうか。
事務局（中部林業事務所）	直ぐに撤去することはありません。施工中の土砂流出防止を目的として設置して、残しておくと思います。
福永議長	要するに、事業完了後に木柵が腐朽して機能しなくなったとしても問題はないのでしょうか。
事務局（中部林業事務所）	施工中の土砂流出防止を目的としていますので、改めて設置することはありません。
佐山委員	結論としては、完了した後は、土砂の流出はないということでしょうか。
事務局（中部林業事務所）	そうです。 完了後、5条森林部分は造成森林として残ります。
佐山委員	説明されたのかもしれませんが、計画断面図のA-A'、B-B'断面ですが、盛土が平らにならない理由があるのでしょうか。 割と盛土したり、切土したりする案件は、埋立後の利用にもよりますが、概ね平らになると思います。あまりきれいに均されるわけではないようですが、平らにしないことについては何か理由があるのでしょうか。
事務局（中部林業事務所）	（計画断面図を指して）盛土造成上の話になりますが、この箇所で、

業事務所)	A-A'断面にFH=9.6mがあるのですが、仮にFH=9.6mの盛土高を維持すると残置森林が埋立られて確保できないことや盛土が尾根を越えてしまう等の理由から、このような造成になっています。
佐山委員	特にB-B'断面を見ると割と段差がついており、滞水や排水に問題が生じる等の可能性はないのですか。 小堰堤はあるようですが。
事務局（中部林業事務所）	(B-B'断面を指して)真ん中の盛土はFH=8.4mとしていますが、仮にFH=9.2mに上げてしまうと、残置森林側に盛土が広がるので事業区域を拡大しなくてはいけなくなります。
佐山委員	事業区域からはみ出してしまうのか。
事務局（中部林業事務所）	そうです。 また、雨水の方向に関しては、盛土面から池側に誘導していますので、溜まることはないです。
佐山委員	流出等について大丈夫であればよいのですが。
事務局（中部林業事務所）	滞水等は起こりません。
福永議長	他に何かございますか。
福永議長	この案件の事業期間は3年の予定で進めていきますけど、一斉に表土を戻すとなると、表土置場の問題もあります。工区分けはないのですか。
事務局（中部林業事務所）	(土地利用計画平面図を指して)工事の施工順序としましては、調整池の設置後、谷部に暗渠管を設置し、事業区域右側に設置する搬入路から進入して、一番は左側の谷部から施工していきます。 施工に当たっては、各尾根部に設置する施工用の通路の高さまで埋立てて移動して、一番左側の沢を埋め立て、他の沢部も埋めながら進入路側まで戻ってくる計画です。
福永議長	段階的に施工するというのでしょうか。
事務局（中部林業事務所）	そうです。
福永議長	できれば段階的に施工するときは、時々チェックをお願いしたいと思います。 通常であれば図面で造成緑地となるところが原野になっていますが、これは何でしょうか。

事務局（中部林業事務所）	（B－B’断面を指して）原野と表示されている箇所は5条森林外に当たるので、造成緑地という表現ではなくて、原野として表現しています。実際は種子散布を行います。
福永議長	対象地外か。
事務局（中部林業事務所）	平面図でいうグレーの部分です。
福永議長	これは元々、田んぼだったんですか。
事務局（中部林業事務所）	そうです。
福永議長	他に何かございませんか。
福永議長	ここも結局、事業が完了して100%森林に戻すと言っても、5条森林の対象地の中だけということなんですね。
事務局（中部林業事務所）	はい。
福永議長	もし構わないのであれば、区域外とは何でしょうか。
事務局（中部林業事務所）	所有者さんが、老人ホームに入所されているとのことで、関係者を通じて説明しているようなのですが、面会ができず、同意を得ていないため事業区域外としています。 ただ、内容については説明し、了解をいただいています。
福永議長	他にございますか。 今日はあまり、樹種の選定とかの話が出ませんが、大丈夫ですか。 今日はコナラ、クヌギが多いですね。
佐山委員	あとは肥料木にヤマハギですね、初めて出てきました。
福永議長	ヤマハギは肥料木じゃなくて、ほぼ草ですからね。
佐山委員	一応、肥料木として挙げられていましたけれど。 ヤマモモは肥料木としてですか。
福永議長	ヤマモモは大きくなります。
佐山委員	そうなのですが、コナラ、クヌギと一緒に植えるという意味です。
福永議長	千葉県はヤマモモを肥料木に入れていなかったですよ。
事務局（中部林業事務所）	千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針に入っています。
福永議長	入っていましたか。
佐山委員	指針にあるので、ヤマモモは肥料木としての扱いなのかと思ったの

	ですが。
福永議長	一回意見を言って、入れ替えてもらったんでしたっけ。
佐山委員	常緑樹と落葉樹としての分類と肥料木の関係で、肥料木としての扱いはあったと思います。
事務局（中部林業事務所）	そうです。
佐山委員	追加でですが、表土を戻して、とのことですが、表土置場は決まっているのですか。
事務局（中部林業事務所）	（土地利用計画平面図を指して）図面では示してはいないのですが、それぞれの盛土箇所を造成する際に、表土を移動させながら施工します。それぞれの谷で表土を確保します。
佐山委員	いつも福永先生もおっしゃっていますが、表土の保存の仕方についてもある程度指導していただかないと、表土が上手く使用できないこともあると思います。
事務局（中部林業事務所）	はい。
事務局	（緑化技術指針を再確認したところ）ヤマモモは肥料木に入っています。
福永議長	はい、ありがとうございます。
佐山委員	入っていますよね。 前回の樹種選定の中には入っていましたよね。
福永議長	自然植生を考えるとコナラ、クヌギはあっても、ヤマモモなんてないと思いますけど。
佐山委員	里山の中にヤマモモというのは生えていないので、肥料木になるのかなと思いますが、ちゃんと選定されていた。 ヤマモモに肥料木としてのイメージが個人的になくて、結構大きくなる常緑樹で肥料木になるのかがわからなかった。
福永議長	肥料木の定義は単に根粒菌ができるかどうかです。
佐山委員	コナラ、クヌギを育てるために必要どうかはちょっとわからない。
福永議長	そうですね。
事務局（中部林業事務所）	コナラ、クヌギに関しては現地植生で、ヤマモモに関しては、事業者によると入手可能で、実際の施工時期に使いやすいものを指針から選んでいます。

福永議長	<p>植生回復に必要なだからといって、長期間残ってもらいたいものと、肥料木みたいに、残ってもらいたいものの生育を助け、できれば数十年位の単位でいなくなってほしいものものを考えると、ヤマモモはちょっと長生きで、大きくなる常緑樹なので、緑陰を作ってしまうということがあります。</p> <p>ヤシャブシやヤマハンノキは、花粉症の問題があってなかなか使えなくて困っていると思うが、何か使える樹種がないかと言うと、グミとかです。</p> <p>グミなら低木で、房総半島の海岸と山とで環境が違うとは思いますが。</p>
佐山委員	<p>どういった種類があるのでしょうか。</p>
福永議長	<p>マルワグミやナワシログミ、アキグミ、ナツグミ等といろいろとあり、これも肥料木なので、これからは考えられてはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>緑化技術指針の方ではグミも肥料木に入っています。</p>
福永議長	<p>入っているとは思いますが、おそらく苗がないんでしょうね。</p>
佐山委員	<p>そこら辺にいっぱい生えているんですけどね。</p>
福永議長	<p>皆さん木の実が秋になると思っている人が多いですが、ナツグミというのは、夏に実がなります。サクラは夏前です。</p> <p>一年に一回しか種を取らないとなると、夏は取り損ねてしまう。</p> <p>アキグミだったら、季節的にはいいと思いますし、生えている所にはすごく生えています。</p>
佐山委員	<p>いざ苗を探すとなくても、結構いろいろな所に生えています。</p> <p>そういうものが活用できればいいと思います。</p>
福永議長	<p>この案件については、そろそろよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次の第7号案件について、事務局から御説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>第7号案件【新規】(株) S o - u p (畜産施設の用地造成) についての説明</p>
福永議長	<p>ただ今御説明がございました第7号案件について、御質問、御意見等がございましたらよろしくお願ひします。</p>
佐山委員	<p>事業内容に畜産施設と書いてありますが、動物は何ですか。</p>
事務局(南部林業事務所)	<p>牛です。乳牛を飼う施設を作るという予定で、国庫補助事業が来年度採択される予定で、進めている計画です。</p>
佐山委員	<p>わかりました。</p>

	<p>林地開発で問題は、雨水排水だけについてみればよろしいということですか。</p> <p>要するに、動物施設は、汚水の排水なり浄化なりがすごく基準が高くて難しいはずなんですけど、今回の林地開発では、あまり問題にはならないのですか。</p>
事務局（南部林業事務所）	林地開発では、審査の対象にはならないです。
佐山委員	<p>わかりました。</p> <p>そこが今、一番大事なところで、動物を飼う場合、畜産の場合はすごくその基準が難しい。動物を飼うと大変なので、もし最初に、排水施設みたいなものもある程度は前提として設置して、最終的に浄化して、放流させるとか、ちょっといろいろ思ったので、そこら辺だけ伺えればと。</p>
事務局（南部林業事務所）	その処理につきましては、補助事業の採択基準に基づいて審査されるものと思われまます。
佐山委員	それは、調整池には入らないんですか。
事務局（南部林業事務所）	入れる予定ではありません。
佐山委員	別なんですね。
事務局（南部林業事務所）	別です。
佐山委員	<p>わかりました。</p> <p>あと、小さいことで申し訳ないのですが、環境の保全の造成森林の中に、マテバシイ、シイノキ、ヤブニッケイって書いてあるんですが、多分、樹種名でシイノキというのはない、と思う。関東のこの辺でしたら、スダジイというのは定番で、多いと思うんですが、シイノキというのは、俗名で、表示としてはよくないと思います。</p>
事務局（南部林業事務所）	失礼しました。
佐山委員	ちょっとその辺の訂正をお願いします。
事務局（南部林業事務所）	おそらく、スダジイです。
佐山委員	ですよね、普通は。だいたいここら辺の地域でしたら。

福永議長	ただ、図鑑なんかでは、スダジイ=シイノキって書いてあるものもな くはないです。コジイとは違うかもしれませんが、こういうときに出さ れる名前は、スダジイの方がいいと思います。
佐山委員	いいということですよ。 だから、シイノキのこれが間違っているというわけではなくて、通称 そうですけどということですよ。
福永議長	あと、保全部会ではなくて、森林審議会の方でも毎年のように話題に なっているのですが、房総半島でマテバシイが大木になって処理に 困っているという話で、マテバシイを勧めるのはいかがかなと。
佐山委員	マテバシイは、元々の植生ではないので。
福永議長	元々は多分、シラカシとか、アラカシとか、アカガシとか。
佐山委員	アカガシ、北総の辺りは、アカガシとか結構ありますよね。
福永議長	ウラジログシとか。
西野森林課長	元々利用目的で植えられて、今、南房総では1000haくらいはあ るかと思います。
佐山委員	すごく有名なのは、海苔ひびですよ。
西野森林課長	少し前だと、シイタケの原木としてかなり伐られた時期もあったの ですが、それもほとんどなくて、御指摘のとおり、大径木化しています。 本来ならば伐って、できれば資源として使って、更新していくというの が望ましいんですが、なかなかその利用先がないというジレンマはご ざいます。
福永議長	今後も利用するのであれば、いいと思うんですけどね。
西野森林課長	試験的に、家具みたいなものとか、加工材の材料として使っているの ですが、量がはけるようなものとしては、なかなか。 出すのにかなり重いものなんで、コストもかかるという。ただ、材と しては、ある程度良い材ではあると思いますので、利用先を考えてみた いとは思っています。
福永議長	これから活用するっていうのであれば、載って構わないと思いま すが。
西野森林課長	ちなみに、緑化指針の中では、スダジイとして入れさせていただい ているので。
佐山委員	シイノキっていう表現はなかったと思ったので。
西野森林課長	我々も気を付けて、統一したいと思います。

福永議長	(土地利用計画平面図を指して) これ、以前、残土埋立てをしていたところですか。
事務局	砂利採取です。
福永議長	事業完了時の植栽の状況はどうなんですか。
事務局 (南部林業事務所)	当時は、スギの木を植えているということを確認しています。
福永議長	育っているんですか。
佐山委員	写真では、結構、緑が多くなっていましたよね。
西野森林課長	(航空写真を指して) きれいにドットで残っていました。
事務局 (南部林業林業)	(航空写真を指して) 一部、ちょっと育ちが悪いところがあります。今回、事業区域にちょうど入るようなところが、そうになっていますが、今、ポインターがある付近は、ちょっと生育が悪く、今回は、畜舎が建ちます。 スギがあったのはこちらの方です。
石橋委員	でも、この写真と21年度の写真を比べると、珍しくよく育っているので、すごく貴重だ。
佐山委員	せっかくこうなったのに、というか。
石橋委員	うまく植えたところなのに、という気もしますけど。
事務局	(航空写真を指して) 事業者の方は、こちらの残置森林は残すと言っていますので、スギの林の一部は残ります。
佐山委員	(土地利用計画平面図を指して) 真ん中のところですよ。このピンクになっている、ちょうど抜けているところがメインに。
事務局	そうです。ここがメインの場所になります。
石橋委員	左側は、放牧をする場所なのですか。
事務局 (南部林業事務所)	放牧する場所として、事業用地となっています。
佐山委員	あと池が半分くらいで。
石橋委員	そうですね。
佐山委員	(土地利用計画平面図を指して) この森自体も、森としてではなくて、やっぱり緑地化するんですよ。
事務局 (南部林業事務所)	放牧するところは、緑地化です。区分上は、事業用地ということです。
福永議長	今、前の植栽木に成長はどうかという話をしたのは、造成森林の樹種

	<p>が、遷移系列上、後ろのものばかりなので、ちゃんと育つかなど。もうちょっと、さっきのコナラとかを混ぜてもいいのかなという気がしたので。</p> <p>多分、実際に事業を始めたら、道路脇には、寂しいから低木でも植えよう、となってくれば良いのですけどね。多分ここだったら、シャリンバイなんかがいいんじゃないですか。</p> <p>他、よろしいでしょうか。</p> <p>ソーラーパネルじゃないだけで、ホッとしてしまいますね。</p>
佐山委員	<p>どれくらいの規模で、どういう畜産事業を推進されるのかと思った。もし、公開されることがあれば、もっと外観がよくなり、いろいろとちょっと期待はしたんですけど、場所的にはどうかなと。</p>
福永議長	<p>畜産競争力強化対策整備事業っていうのは、国の事業か。</p>
事務局（南部林業事務所）	<p>そうです。補助事業の名称です。</p>
福永議長	<p>それをいただく方は、民間なんですかね。</p>
事務局（南部林業事務所）	<p>S0-up が事業者として補助金をもらって、整備して、事業をやっています。</p>
福永議長	<p>住所は。</p>
佐山委員	<p>千倉。</p>
福永議長	<p>地元ではないですね。近いけど。</p>
事務局（南部林業事務所）	<p>会社は離れてはいますけど、地元とは、この事業をやるために相当前から協議をして、話を進めているということです。</p>
福永議長	<p>よろしいですか。</p> <p>そんなに心配はないかと思えますけど。</p>
福永議長	<p>はい、他に何かございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、第8号案件について、事務局から御説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>第8号案件【新規】(株)フォルス(残土埋立)についての説明</p>
福永議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただ今の第8号案件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。</p>
福永議長	<p>特にないでしょうか。</p> <p>既存の水路を使うようになったことで、安全は高まったか。それと</p>

	も、コストは下がったけれど、安全性は一緒ですか。
事務局	変更になった理由としては、元々、民地を通らないような計画だったので、民地を県の土木と町の方で購入するということから、経路を変えたということです。
西野森林課長	やはり、ボックスカルバートで300m以上引っ張るということを考えれば、既設の開渠というか、既存の水路を通す方が安全面を考えても合理的なのかなど。
佐山委員	あまり無理はないですよ。 県が買い上げたっていうのは、やっぱり水路のためということですか。
事務局	県道がこちらに通ってしまっていて、県道の道路用水の排水先の確保といった整理の中で、今回、購入するということになっています。
福永議長	(土地利用計画平面図を指して)今回は変更になったところだけしかわからなかったのですけれど、造成森林部分って、法面がいっぱいありますよね。これはみんな盛土ですか。右側の方は。
事務局(南部林業事務所)	崖部分に盛土をするようになります。今、岩盤が出てしまっていて、そのままでは木が植えられないので、盛って法面を作るようになります。
福永部会長	法面勾配は1割8分ってことですね。 ここは、コナラ、クヌギ、シラカシになってますね。 多分、これくらいが普通の組み合わせじゃないかと思えますけどね。
事務局(南部林業)	法面勾配が1割8分であり、周囲に広葉樹も結構ありますから、育つと思います。
福永議長	何か他にございますか。 一度通した案件ですし、問題ないとして、よろしいでしょうか。
佐山委員	はい。
福永議長	それでは、第9号案件について、事務局から御説明をお願いします。
事務局	第9号案件【変更】エネルギープロダクト(株)(太陽光発電施設の設置)についての説明
福永議長	ただ今事務局より説明がありました第9号案件につきまして、御審議をお願いいたします。 御意見、御質問等がございましたらお願いします。
佐山委員	(現地状況写真を指して)もう一回、残置森林の写真を見せていただきたい。この写真なんですけど、残置森林幅10mという中のこの森林は

	<p>なんですか。右下の方を見ると、植えた後という感じも見受けられなくて。</p>
事務局	<p>ここは、残置森林幅10mを帯状に確保するところなのですが、砂利採取行為で既に10mないところを撮影したもので、残置森林幅としては現状7mくらいです。残りの3mを造成森林でカバーすることになっております。</p>
佐山委員	<p>少なくとも写真上、林帯幅が確保されているという認識には、ちょっと見えないのですけれども。</p>
事務局 (印旛支所)	<p>今現在は、10mはないです。</p>
佐山委員	<p>10mはないし、とにかくこの写真だけを見たときに、ここが森林というのをちょっと理解できないというか、植樹した跡とも思えないし、どういうことなのかちょっと私には理解できない。農道の脇にただ、木が何本かあるという風にしか見えない。</p>
事務局 (印旛支所)	<p>ここは元々、残置森林として砂利採取業者が残したので、昔からこういう状況だった。</p>
佐山委員	<p>残置森林の林帯幅だったら、既にその時に、補植なりなんなりして、もうちょっと森林の体をなしてて然るべきなんじゃないですか。砂利採取時から15年経っているわけですよ。そういうのがなんか不自然というか、常識的に考えて、これを残置森林というのほどここに無理があるというか、理解しがたいという風に感じますけどね。10mであるのが7mしかないという風におっしゃっているけど、3mを植栽するとしても、客観的に見て、これを残置森林でありました、という風にみなさん理解されるんですか。私にはわかりません。この状況で、少なくとも下の写真は、放置状態で大分荒れてはいますが、一応樹木は生えている状態です。私の方の認識では、森林は樹木の生えている場所と思っているのですけれども。上の写真も同じように残置森林とおっしゃられるのは、ちょっと私としてはよくわからないので、そこら辺のところを納得がいくように御説明していただけたらと思うのですが。</p>
事務局	<p>(土地利用計画平面図を指して) 表示が間違えておりまして、この部分が造成森林になります。谷部に落ちていく、谷津田の方に向かって森林が残っている部分です。</p>
佐山委員	<p>でもそれが7mだとしても、手前はササか何かですよ。だから、ど</p>

	れだけあるかわからないけど、まばらになっている。
事務局 (印旛支所)	今回こちらを造成森林にして植える計画です。
佐山委員	それは結果論として最終的に10m幅を確保するという、図面上は残置森林なり造成森林になるというけれども、「その当時10m残しました。」「ありました。」「今は7mあります。」、というけれども、これが本当に7mある状況なんですか、ということをお私はずっと伺っているんですけど。どうでしょう、この写真を見て、皆さんはこれが森林幅7m確保されている残置森林という風に理解されるのでしょうか。ちょっと私の知る限りではよくわからないので。
事務局 (印旛支所)	元から7mの残置森林でいじっておりません。
西野森林課長	この写真を見ると、やっぱり木の生えた幅は10mや7mはないですね。そういうお話ですね。
佐山委員	そうです。
西野森林課長	残置森林幅としては7mあるんでしょうけれど、木が生えていない部分は確かにあるということだと思います。
佐山委員	<p>(現地状況写真を指して)もしかしたら、並木の様にある何本かがずっと延々とあるかもしれないけれど、この写真から見ると、一部そこには残っているぐらいの所としか私には受け取れないんですけど。</p> <p>普通、イメージとしたら残置森林は、せめて下の写真くらいあってしかなるべきだと思うし、それが一般的な見方だと思うのですが。これをどうしても、残置森林で幅7mありますという根拠みたいなものが、到底、私の一般的な感覚では理解できないと思います。それが、今後、最終的に残置森林なり造成森林で幅10m確保して、必ずそこに植林して、きちんと10m幅を確保しますということをおっしゃっているんですしたら、それは今後の話ですけども、現状については納得がいかないというところですかね。</p>
事務局 (印旛支所)	裸地状態であれば補植を指導するところですけども部分的にこの絵、全体的に言うと下の写真の状況も多々ありますので。
佐山委員	写真を撮られる場所が悪かったということですか。
事務局 (印旛支所)	こういった場所もあるということです。

佐山委員	この状態で、残置森林7m確保できていますという風に言えるんですかね。この写真を見る限りそういう風な理解はできないんですけどね。
福永議長	疎林というか、林の筋の左側は元々砂利採取をしていた場所になるんですかね。
事務局 (印旛支所)	いじってはいないですね。採取行為はしていないところです。
福永議長	していない。していないけれども、森林としては登録されているけれども、木は生えていないっていう状態。
佐山委員	だから、元々の基準が違うというか。
西野森林課長	下側は耕作地で、間に農道が入っているんですけども、割とそういう谷津田と斜面林の間は。
佐山委員	(現地状況写真を指して) だからこういうところの幅を10m取って、でも上に生えている木が何mの幅で本当にこの木が生えているのかというのは、図面上のイメージであり、そういう図になっても、それが残置森林何mとりましたといっても、実際は斜面で、木も生えていない状況があるという。だから、今までもそうですけど。
西野森林課長	たまたま、この写真は一部、斜面林の下の方の木が生えていない部分を撮ってしまったというところです。
佐山委員	それだったら、私の方が見て、せめてこれは残っている残置森林だという風にわかる写真にしていただけると誤解がなくていいと思うんですけど。いつもそうですけれど、残置森林という名前と実態が一致しない、私たちの言葉の持つイメージと違うというのは、常々申し上げているのですが。
西野森林課長	ちょっと蛇足なんですけれども、よく、谷津田みたいな沢地形の両脇が斜面林で残っていますけれど、農地の管理上ですね、斜面林の下の方は刈り上げていますよね。なので、若干、木がない場所が実際ありますので、それを含めて写真については気を付けさせていただきます。
佐山委員	そうですね。もうちょっと工夫していただければわかりやすく、誤解がされないかなと思いますね。
福永議長	この航空写真を見ても元々やっぱりないですよ。
佐山委員	だから、元々幅として、用地としては木の生えるところが結果としてそこしかないということはわかるんですけど。

福永議長	今の写真はどこが写っているの。
事務局 (印旛支所)	左下ですね。
福永議長	ここの木がなくなっているんですけど、たぶん土地所有者かなんかが利用したとかそういうことか。
佐山委員	実態を考えたら、斜面林で谷津田に挟まれていたら、平地の様に生えているところはないとわかるんですけど。
福永議長	以前から言葉の問題で、一度事業が完了してしまっていて、検査を通ってしまえば、そこがまた残置森林というか、普通の森林に戻ってしまうわけで、樹高が1mだろうが2mだろうが、10mでもみんな同じなんですよね。ただ、ここは多分砂利採取をしていないのにあんまり木がないのだから、こういうところをどういう扱いにするのか。大分、様式2の表示の仕方も変えてもらってますけど、色々混ざってしまってわからないんですかね。
西野森林課長	今の写真の場所はアズマネザサでカウントしている。
事務局 (印旛支所)	そうです。奥に見えているのはスギ林になります。
佐山委員	いや、わかるんですよ、これを見るとね。ただ、これが7m幅あって森林ですって言われると、ちょっと納得いかないということであって、いろんな土地の事情で、最初からそういうことを前提に林帯をここで取りましたという風に納得してやっているのであれば、何とも言えないんですけど。
西野森林課長	竹林も残置森林として、扱っているものですから、その辺の説明の仕方です。
佐山委員	だから、アズマネザサも森林であると言われれば、竹林なので。
石橋委員	基本的に、10m幅とか、基準があるじゃないですか。そこで森林を残すこと、なければ造成することになっていきますよね。その時の森林というのはどういう精神で森林と言っているのかの問題だと思います。要するに、土地利用区分で森林だってなっていれば、それは木が1mであっても森林は森林ですよ、そうであれば制度上は森林だからいいんです、って言っているのが大体こういう話ですよ。だけど、森林を残しておきなさい、というのは結局、佐山先生がおっしゃるとおりで、木があって普通に森だというのが普通に10m幅だとか20m幅だとか

	<p>であるということを感じているんじゃないかと思うんですよね。だからそういった感覚のズレというのは、行政的なズレと実際の森の自然の状態のズレというのがいつもこう問題になっている。そこで残置森林幅10mあります、って言われると、いや、本当にそれはそれで認めていいのかなと。もしそれが足りないのであれば、造成森林の幅を増やしてちゃんと森にするという指導が、本来はあるのかもと思うんですけど。そこをどういう精神でやっているのかという、その問題なんだと思うんですけどね。</p>
西野森林課長	<p>今、この10mのものに関しては、7mはササの部分も含めて残置森林と位置付けさせていただいて、この右側の3mの部分については造成森林という扱いで、木を植えるという土地利用計画だと御説明させていただいたんですけども。</p>
佐山委員	<p>そうすると、このアズマネザサの部分には、残置森林だから手を付けないということになってしまうんですね。この3mの部分には木は植えるけれど。それは実態として最終的に10m幅で残る森林、残置と造成を入れて10m幅残るといって、図面上緑になるところが実態と則さないという結果になるんじゃないかと。あくまでもこの7mを森林と言い張るのかなと私は感じたということ。</p>
福永議長	<p>森林と言わないで、森林として登録されていますと言われれば。</p>
佐山委員	<p>せめてね、良心的にそのくらい言ってくれれば、心情としては。</p>
福永議長	<p>今後は造成森林には苗木を植えて、それがちゃんと育ってくれるように管理していかないといけないし、左側の方にも補植するのであれば、残置森林の方も、もう一回森林に戻すなら戻すような指導をしていただければ、ということですよ。</p>
佐山委員	<p>そうですね。もちろん、最終的な目的は、林地があってその森林が残っていく、再生していくことを期待して、開発の許可ということを見ているわけですから。</p>
福永議長	<p>今の、ササでも竹でも、という話があったら、もしこのグリーンとオレンジの所が全部竹林でもいいのか、って話ですよ。全部笹原でもスキ野原でもいいのか、ということ。まあ、なかなかそういうわけにもいかないと思うんですけどね。</p>
石橋委員	<p>森林幅を残すというのがどういう精神のことを言っているのかってこと。</p>

佐山委員	許容範囲がどこまでかという、そこの線引きはあって然るべきじゃないかなと思います。
福永議長	あの、前からも言っていますけど、こういう太陽光の開発に、こっちが乗じるのではないけれども、森林は減っていますが、残置森林の再整備をきちんとやってもらうように強力に指導してもらって、今ある、荒れた森林をよくしてもらう、そっちをやってもらいたいと思います。
西野森林課長	当然、事業場で残された森林については、残置森林等の保全管理計画書ということでもらっていますから、私たちもその辺は強く指導していきたいと思います。
福永議長	こういうソーラーの場合は周りの残置森林ほったらかしで、ボサボサにしていたら、地域の人が文句を言うとか、そういうことがあればいいのかもしれないですけどね。
佐山委員	でも、こういう風に囲まれると中が見えないから、結局、外観は変わらないんですよね。中がいくら抜けていても、結局、外側の荒れた雑木林が残っていれば、外観が変わらないというイメージしかなくて、そこを整備していただきと言えるような環境は、周りで作れないのかな、という風に思いますね。
福永議長	話しが本題とちょっと違う方向に行きましたけれど、削られた部分というのは道路の脇の水路か何かあったところか。
事務局 (印旛支所)	削除する場所は進入路です。
福永議長	進入路の片側を狭くするということですか。
事務局 (印旛支所)	(土地利用計画平面図を指して) 進入路がございまして、下に帯状に青くなっている、この1筆を除外します。砂利採取時に使っていた時ほど幅が必要ありません。そして、加えるのはこの右端の細い1筆でして、ここは調整池からの放流管を設置するためにどうしても手を付けなければならない場所ですので、1筆加えました。ほとんど残置森林なのですが、一部だけ放流管を設置する関係で伐採して掘削して管を入れるため、造成森林になっています。
福永議長	最初の審議の時はまだここは手に入らなかったということですかね。
事務局 (印旛支所)	砂利採取時の区域には入れなかったようです。

福永議長	<p>この方がよいですよ。法尻まで。</p> <p>じゃあ、よろしいですかね。</p> <p>それでは、10号案件の変更許可申請について、御説明願います。</p>
事務局	<p>第10号案件【変更】大成建設（株）（住宅団地、大学施設、商業施設及び物流施設）についての説明</p>
福永議長	<p>ただ今事務局より説明がありました第10号案件につきまして、御審議をお願いいたします。</p> <p>御意見、御質問等がございましたらお願いします。</p>
佐山委員	<p>造成地内の森林と言いましたっけ、カウントされるのは。</p>
事務局	<p>分譲地内の森林です。</p>
福永議長	<p>物流施設の分譲地じゃないですか。</p>
佐山委員	<p>要するに、工場とか事業地の流通施設とか、そういうところを全部売却というか、分譲の予定なんですかね。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
佐山委員	<p>その各事業者が分担して植栽して、それが森林としてカウントされるということですか。</p>
事務局	<p>植栽された状態で分譲されます。そして、その森林は森林として管理してください、といった旨で土地の売買を行う予定となっております。土地の売買の契約書にその旨を書くように指導しておりますし、売買契約書も事業者に出させています。</p>
佐山委員	<p>（土地利用計画平面図を指して）現実的に、固まってというよりも、中に分散しているということですかね。図面で言えば木が埋まっている状況。それを最終的に合計すると森林率25%以上になるという考え方ですか。まとまって、というのは緑色の造成森林となっている箇所に木が集まって、という形になるんですかね。結構大きくそこら辺が分譲地内森林となるとおっしゃっていたんですけど、事業をする場所はなくならないんですかね。</p>
事務局	<p>（土地利用計画平面図を指して）黄色の部分が、基本的には各事業者に分譲されるところで、工区ごとで分けている。おおよそ、森林となるのは、事業の境界になる部分になります。</p>
佐山委員	<p>結局、ある程度周りがそういう風になると、分譲された事業所内に植栽されて、足して25%になるというわけですよ。住宅団地の方は20%で。だから多少は緑が確保されるということ。</p>

	<p>造成森林の樹種とか設定とかはまだ決まっていないんですかね。景観を考慮して全体的にこういう風にするといった計画とかはまだですかね。</p>
事務局	<p>基本的に、植える樹種は郷土樹種としております。</p>
佐山委員	<p>一つの施設がどのくらいの大きさになるとか、区割りがどのくらいになるとかは、まだわからないんですかね。実際に造成して、それぞれを区割りしていく、という形になるんですかね。造成が進んでいく中で、トータルでバランスがとれる形になる、という解釈でよろしいですかね。</p>
事務局	<p>(土地利用計画平面図を指して) そうですね、造成された段階では分譲地内の森林は出来上がっている状態で、その森林を含めた状態で分譲します。その森林は、土地の売買契約書と残置森林等の保全管理計画書が承継される関係で守られるという形になります。</p>
福永議長	<p>ようは図面の左下の方は20%、右も20%だったものを25%に上げなくてはいけなくなったということ。</p>
事務局	<p>そうです。また、住宅団地の造成の場合は、造成緑地も基準上、森林率にカウントできるんですけども、工場、事業場の設置の場合は含まれないので。</p>
佐山委員	<p>植樹される面積は増えると。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
福永議長	<p>はい、他に何かございますか。よろしいでしょうか。 それでは、第11号案件について、事務局から御説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>第11号案件【変更】千葉開発(株)、安倍川開発(株)(砂利採取及び残土埋立)についての説明</p>
福永議長	<p>ありがとうございました。 ただ今の11号案件につきまして、御意見御質問等がございましたらお願いします。</p>
福永議長	<p>何かございますか。</p>
福永議長	<p>また同じような質問ですが、ヤシャブシ、ヤマモモは植栽木だと思うのですが、順調に育っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>(現地状況写真を指して) 進入路を撮影した写真に写っているのが、ヤシャブシとなります。</p>

	<p>ヤマモモはクヌギ、コナラと一緒に植栽されていましたが、鹿の食害を受けて短くなっていた。</p>
佐山委員	<p>ここは鹿が出る場所ですか。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>ちなみにここは、平成29年度の現地視察で見えていただいた場所となり、ヤシャブシ等の状況を見ていただいています。</p>
佐山委員	<p>何となくの記憶はあるのですが。</p> <p>鹿対策を考えると育つ木は食べられないのが前提でないとなかなか難しい。上をかじられて育っていかない。結局丸坊主になって育たない。</p>
事務局	<p>事業者の方でも工夫はしているようですが、なかなか上手くいかないようです。</p>
佐山委員	<p>鹿は最近、毒でも食べると聞きます。そんなこともあって、なかなか鹿の食害を防ぐ樹種がない。積極的に食べられる訳ではないのですが、今まで食べられないと思っていた樹種が結構食べられていたり、数が増えるとそういうものも食べて、死ななければだんだんと耐性が付いてくる。</p> <p>鹿や、獣害が出てくるようになると、植える樹種とか、植える状況を変えていかなければいけない。</p> <p>ただ、ヤシャブシが植栽されているのはある程度しょうがないと思いますが、これ以降は積極的にヤシャブシ類を植えてほしくはない。</p> <p>肥料木としての意味はあるんでしょうけれど。</p>
福永議長	<p>まとめて植えないのであればいいんでしょうけれど、同じ樹種を同じ感覚で並べて植えていくやり方がほとんどですよね。どうしても単調な景観になってしまう。</p> <p>育ち過ぎるとまた花粉の問題となる。</p>
佐山委員	<p>育たなくても、ヤシャブシの若い木であれば花粉を飛ばすから、これ以降は増やさないでほしい。</p> <p>話しによると、大分減らす努力はしていると聞いている。</p> <p>花粉症の原因としてスギが挙げられるが、実はカバノキ科の方が、被害が大きい。</p> <p>戦後は肥料木として盛んに植えられたものを少しずつ排除していくようにしていると聞いているので、今後選ばれるのであれば、積極的に</p>

	<p>ヤシャブシを肥料木として推薦していただかないようにお願いします。</p>
福永議長	<p>元々、自然植生でヤシャブシ純林なんてないですから。シラカバとかはありますけれど。</p> <p>同じカバノキ科でも、純林を作る樹種はあります。</p>
福永議長	<p>鹿の嗜好性の問題ですけれど、これは前にお話ししたと思いますけれど、もちろん最初、増え始めた時はおいしい物から食べていたわけですよ。</p> <p>おいしい物がなくなって、親が食べたくないものを食べ始めます。それが代々繰り返えされていくと、おいしいものを食べないで、毒の物を食べたりするという話があります。</p> <p>だから、地域によってみんな嗜好性が違うので、それが困ってしまう。</p> <p>ある程度共通するものはあるけれど、クスノキ科とかミカン科や、くさい樹木はあまり食べられない。でも、最近はおかじっている。</p>
佐山委員	<p>ありとあらゆるものが食べられていて、鹿が増えているところだけでなく、植える樹種もそれを想定して選定していかなければいけない。また、植え方や時期、苗木の大きさとか、いろいろな条件があると思います。</p> <p>純粹に森林を育てていくという観点から行けば、その視点も必要と思われる。</p>
福永議長	<p>鹿も猪もいろいろと難しい問題です。</p> <p>丹沢はだいぶ減ったという話しですけど。</p>
佐山委員	<p>鹿ですか。</p>
福永議長	<p>はい、捕獲して。</p> <p>だから、積極的にやらないと難しいと思います。</p>
佐山委員	<p>千葉は少なくとも、減ってはいなくて、生息域が拡大しているような気がします。</p>
福永議長	<p>毒な物でも食べてもらうしかない。</p> <p>結構食べており、今、奥多摩で残っているのはアセビとかですね。</p>
佐山委員	<p>千葉だと、イズセンリョウだけが残る現象がある。それすらもだんだん危うくなっていく。</p>
福永議長	<p>話は飛びましたけれど、(土地利用計画平面図を指して)下が下流に</p>

	なるわけですから、その辺の対策は大丈夫ということでしょうか。
事務局	盛土工を行う前に、土砂等の流出対策として、土留工を設置します。基礎が岩となっていますので、木杭ではなくH鋼を打ち込んで横木を設置します。最下流部であることを踏まえ、木柵の高さは2mとなります。
清宮委員	(土地利用計画平面図を指して) 下側の道路脇のところですよ。
事務局	そうです。
佐山委員	さっきと同じような構造ですよ。 やはり、道路に沿った形で。
福永議長	他に何かございますか。 よろしければこの案件は終了して、ちょっと戻りますが、9号案件で植栽木にネズミモチやアオキってありましたよね。
佐山委員	モチ、アオキですか。
福永議長	様式2の許可基準の裏側の環境の保全の②にネズミモチ、アオキを植栽、補植とありますけれど、砂利採取をして固いところに、しかも明るいところにアオキを植栽する意味が分からない。
佐山委員	陰樹ですから。
事務局(印旛支所)	植栽するところは盛土をしまして、低木性の樹種を植栽します。
福永議長	文句はないのですが、ネズミモチは、外来のトオネズミモチ、在来のネズミモチがあるので、注意するように言っていただければと思います、以上です。
福永議長	休憩でよろしいですね。 3時15分まで休憩です。
(休 憩)	
福永議長	では、再開したいと思います。 残りの議案は報告案件になりますけれど、第12号から第15号案件まで一括して事務局から御説明をお願いします。
事務局	第12号案件【変更】(一社)成田国際医療都市機構(病院施設の設置)についての説明 第13号案件【変更】三信建設(株)(砂利採取)についての説明 第14号案件【変更】大根建設(株)(土採取)についての説明 第15号案件【変更】(有)丸和建材社(砂利採取)についての説明

福永議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、説明していただいた12、13、14、15号議案の4つの案件につきまして、説明は連続でしたけれども御質問とか御意見は個別にやりたいと思います。</p>
佐山委員	<p>12号の案件で、残置森林から一部造成森林に変えるということですが、これは風害等々の影響で伐採したから、残置森林ではなくして造成森林として扱うということで、特例的な処置になるんですかね。今までは、残置森林が残置森林として残っていなかったら、補植等を行って、残置森林だったものはあくまでも残置森林という名目で処置をしていて、造成森林という風にはならなかったですよ。現状がどうであれ。ここは行政上、残置森林じゃないと線引きしたということですか。</p>
事務局（印旛支所）	<p>はい。平成29年の台風で倒木等ありまして、当初その時には、伐採はやむを得ないが、補植は行うように指導してきました。ですので、残置森林は残置森林のままでした。その後、事業者との話し合いの中で、根株を取って造成したいという話があり、それは土地の形質変更にあたるため、造成森林の扱いに変更して樹種も選んでおります。</p>
佐山委員	<p>植栽樹種ということで。</p>
事務局（印旛支所）	<p>（現地状況写真を指して）前のスライドにも表示しましたが、これが当時の台風被害状況の写真でして、市道側に倒れ込んで、通行止めになりました。溝腐れ病にかかっていた木がほとんどだったものですから、今後の風倒被害も想定されますので、伐採はやむを得ないとなりました。その後、補植を指導していたところ、根株を除き造成して、造成森林にしたいという話になりましたので、それであれば変更許可申請してくださいと指導しました。</p>
佐山委員	<p>今までにない処置といいますか、特例に近いですかね。最初の指導から、造成森林の扱いに変えた経緯は伺ったので、あまり事例はないですかね。</p>
事務局（印旛支所）	<p>そうですね。あまりないかと思われます。</p>
佐山委員	<p>病院ですから、景観を考えられたうえで樹種の選定などはされていると思いますから。</p> <p>ありがとうございました。</p>
福永議長	<p>他に何かございますか。</p>

佐山委員	サツキツツジという表現なんですけれど。
福永議長	それは、たぶんサクラも一緒に、サクラっていう木はないし、サクラの何かを使う、ツツジもツツジの何かを使うのか。
佐山委員	何か植木屋さんというか、園芸種的な樹種。
事務局（印旛支所）	選定している樹種として、サクラはジンダイアケボノという、新しい、ソメイヨシノに替わる花の会が推奨しているもの。
佐山委員	園芸種というか、造園業者さんが考えられた樹種ということですよ。森林で検討される樹種と園芸種となると、全然呼び方やイメージが違うので、統一された方が分かりやすいかなと。 ここは特に、元々の自然地形じゃなくて、造成された院内ということなので、施設内ということで了解しました。
福永議長	この場合は、このような設計図が出てきて、何をどこにどう配植するかよくわかるんですけど、その他の案件で、例えばコナラとクヌギと何かを2,500本/ha っていうのは、例えば、本当に一本ずつ植えるのか、少しまとめて植えるのかとか、何かは多くて何かは少なめにととか、そういうあたりの最後の設計というか、植え方みたいのところまでは、県はあまり関与しないんですかね。土石とかそっちの関係だと。
事務局（印旛支所）	植え方につきましては、1m以下の苗木の場合は2m間隔で植えることになってまして、樹種が2、3種類ある場合は、混植で植えることになっています。
福永議長	この話だけをしているのではなくて、また、別の話にしてしまったんですけど。
事務局	申請書の中で、緑化仕様図というのを求めておまして、そこで配置等は示されております。どの樹種をどのくらい植えるか、とかどのくらいの間隔で植えていくのか、というのが示されています。
福永議長	それをチェックできる方はいるんですか。 多分、こういうのは経験値を積まないとわかっていかないことで、今までは等間隔で苗の高さも同じで、例えば挿し木苗で、みんなクローンで伸び方も一緒に、それで間伐しなくてはいけなくなるんですけど、何をどう配植したら、あるいは何を多めに何を少なめにしたらいいのか。さっきのヤマモモもそうですけれど、ヤマモモも同じ本数植えたってだめだと思うのです。あくまでも肥料木として、おまけとして入れるわけですから、他のものは多めで、ヤマモモはポツン、ポツンといれる

	とか、そういうことを今後、誰が指導してくださるのかわかりませんけど。
西野森林課長	県の方で緑化技術指針も作成していますので、そういった、配置の仕方等も含めてですね、今後の検討課題にしていきたいと思いますので。
佐山委員	現状は業者さんの方でそういう計画を出される。
西野森林課長	基本は事業者さんなり地主さんなりの御希望があって、それがベースですけども、やはり県として指導すべきだと思いますので。
福永議長	どうしても、クロマツやスギやヒノキじゃないとダメだ、という方は、それはしょうがないとは思いますが。
西野森林課長	やむを得ないです。自由度があれば、ある程度検討して指導させていただきたいと思います。
福永議長	まあここは病院ですから。
佐山委員	病院緑化だとまたイメージが。
福永議長	かえってこういう方がよいと思います。
佐山委員	ウバメガシとかは、小さめに仕立てるんですかね。
福永議長	ウバメガシはそこまで大きくならないですよ。
佐山委員	すごい大きくなっているものもあるので。
福永議長	残置森林扱いだと、こういう風な、庭園上に造園系の設計で植えたときに管理していいんですか。
佐山委員	造成森林ですから。
福永議長	造成森林だからいいんですね。
事務局（印旛支所）	管理は必要です。残置森林とした場合でも管理は適切に行うことになります。
福永議長	混み過ぎたとか、伸び過ぎたとかっていう時ですね。
西野森林課長	適正な管理をしていただく上では、全く問題ございませんので。
佐山委員	民有地になるからということですよ。
西野森林課長	切ってはいけないということではなくて、管理のために切ることは全く問題ない。ただ、5条森林の場合は、木を切るとき、場合によっては伐採届が必要になります。
福永議長	よろしいですか。 この後3つは似たような案件ですけど、13、14、15号議案で何か共通するようなことはございますか。
福永議長	これもいつも思うんですけどね、中期計画とか長期で、一体どこまで

	<p>進んでいくんだという。需要があるので仕方がないと言えば仕方がないんでしょうけれども。なかなか、歯止めがかけられないというのが、案件の中身とは違って、私の感想ですけれども。</p>
福永議長	<p>何かございますか。</p> <p>13号の削除部分は完了区域で、クロマツが植えられていて、写真では1mくらいになっていたんですね。その前の様式2の説明の中でクロマツ林になっていますと言っていたんですけれども、それはクロマツの幼木林とかそんな表現にさせていただけると。</p>
佐山委員	<p>これこそ、残置森林の表現も形式上で。</p>
福永議長	<p>はい。</p> <p>13号はよろしいですか。</p> <p>14号も、これもだんだん拡大していつている。</p>
佐山委員	<p>もともとここが外れていた理由っていうのは、何かあったんですか。（土地利用計画平面図を指して）一部、小さい赤いところというのが、外れていた理由っていうのは、元々。</p>
事務局（北部林業事務所）	<p>埋蔵文化財があったからです。</p>
佐山委員	<p>埋蔵文化財があったからとか。その発掘のために。</p>
事務局（北部林業事務所）	<p>それから赤道の払い下げ、用途廃止と払い下げがまだできていなかったもので、それで。</p>
佐山委員	<p>除外されたところがそこに戻ったっていう。</p>
福永議長	<p>埋蔵文化財の関係は、さっきの13号もそうですよね。</p> <p>その調査が終わったんで広げたっていうことですよ。</p>
福永議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>最後の15号案件につきまして何かございますか。</p>
福永議長	<p>ここは計画ではまだ拡大していきますよね。</p>
事務局（中部林業事務所）	<p>はい、そうです。</p> <p>拡大を検討している部分は事業者の所有地となっています。</p> <p>需給状況を見ながら拡大を進めていきたいと聞いております。</p>
福永議長	<p>拡大しながら完了させる区域は出てくるのですか。</p>
事務局（中部林業事務所）	<p>今の時点では全域完了には至っていません。ただし、法面に関して緑化は適宜進めている。完了できる区域から完了するよう指導します。</p>
福永議長	<p>終わっていないくとも、既に植栽されているとか、法面の吹付が終わっ</p>

	ているとかはどうか。
事務局（中部林業事務所）	（土地利用計画平面図を指して）事業地入口側の法面は緑化されています。
福永議長	広がっていただけだと困ってしまいますけれど。
福永議長	よろしいですか。
【審議終了】	
福永議長	よろしければ、全体をとおしてとか、個別とか、今日とは別の案件の質問等がありましたらお願いします。
福永議長	<p>何もないでしょうか。</p> <p>改めて感じましたが、虫食いみたいに山が削られたり、埋められたり、パネルが設置されたり、その辺がいい悪いとは別に、最初の説明で、県の中でも横断的に、という話がありましたが、千葉県の将来のために横との連携を図って、連携を強め、早急に対策を取らないと、畑にパネルが並ぶところは植栽がいらんだとか、森林であれば残置森林を配置しなければならないとか、家の屋根にはパネルが設置されるとかそこら中にできている。</p> <p>首都圏の資源の源がここにあるからしょうがないのですが、全体的な対策、将来像を県として描かなくてはいけない。</p>
佐山委員	<p>ずっと言い続けていることです。</p> <p>土砂採掘や残土埋立、太陽光が主な林地開発の案件としてあるが、それは今後どのように推移するのか見通しは立っているのか。</p>
西野森林課長	<p>林地開発を担当する森林課長としてお答えできるものではないのかもしれませんが、太陽光にしても砂利採取にしても、一つの事業として、砂利採取は地場産業でもあり、需要があります。</p> <p>先程のお話しにもありましたように、マイナスの要因だけでは議論できないと思います。林地開発は一定の要件が整っていれば許可しなければなりませんので、適正な林地開発行為がされるように許可までの審査をしっかりと行いますし、冒頭で申し上げたとおり、許可後の施工の管理等をしっかりとやっていきたいと思っております。</p> <p>それをもって、山の保全管理が進んで行くのと御理解いただければと思います。</p>
佐山委員	動向として、林地開発も増える傾向なのか、頭打ちで少しずつ沈静化していく方向なのか。

	<p>太陽光は一時期増えて、今後は駆け込みで増えるということをお聞きしましたが、千葉県だけでなく、全国的な問題だと思います。</p> <p>砂利採取は継続されるのでしょうか。</p>
西野森林課長	<p>残土も同じく、需用があれば、だと思われれます。</p> <p>我々がなかなか議論できるところではないのですが。</p>
佐山委員	<p>ただ、その傾向が視認化できるように、森林率100%となっているのが、書類と実態で即しているような形の森林行政が更に進んでいくことを、私たちは切に願っています。</p>
西野森林課長	<p>できるだけことは取り組んでいきます。</p>
佐山委員	<p>よろしくお願いします。</p>
福永議長	<p>審査の中でも、ソーラーの場合は残置森林を管理するようにお願いしているが、放置されている民有林は多くある。</p> <p>人は東京に向かって集中するし、地方は荒れていってしまうと思いますし、千葉はまだいいと思います。他の地方は大変です。</p> <p>何で砂利や土が必要かといえば、オリンピックもあるが、宅地建設で使用する。都心は空き家が増えているのに、まだ建てようとしている。</p> <p>そういうことも考えて、右肩上がりの経済がよくないというのではなく、少子化等のことも考え、本気で対策を立てないといけないと思う。</p> <p>実現できればいいが、実現できなかった時のことも考え、両方のことを考える必要があると思っている。</p>
福永議長	<p>気になっていることがあり、盛土法面は傾斜が緩く目立たないが、切土法面は自然地形ではない。現代人は砂利を取った跡の45°の法面を見て何も思わないのか、何も思わなくなってしまったのかと思っています。</p> <p>45°は自然にはなく、永久的にもつのかどうかも心配しているし、何より、人の心が法面を見て普通にあるものと思ってしまうことが、嫌だと思っています。</p>
佐山委員	<p>千葉県民が通るところでよく見ます。</p> <p>一般の東京都民は見る機会がないのではないですか。</p> <p>東関道とか館山道を通ると身近に見られるのでショックだし、抵抗を感じますが、都心に住んでいる方々は見られる機会もなく、自分の生活とは関係なくて、知らないというのが一般的かと思っています。</p>

福永議長	おそらく、自宅の下に埋まっている土はどこから来たのかを知らないと思います。
西野森林課長	砂利採取の45°はある意味特例的な角度であり、木も植えられず、緑化もなかなか難しい、という問題意識は持っている。
福永議長	あまり長くなってもいけないですし、その他何かございますか、よろしいでしょうか。 それでは、本日の議案「林地開発許可」に係る第1号から第15号までの案件につきましては、森林法第10条の2に照らして妥当な計画であると判断させていただきます。
委員一同	(異議なし)
福永議長	森林審議会長への報告につきましては、本日の皆様の御意見の内容を反映したものとしたいと思いますが、報告書の内容は議長に一任していただくことで御了承いただきたいと思います。
委員一同	(異議なし)
福永議長	それでは、審議会長への報告の写しは、後日部会の委員の皆様へ送付いたします。 以上で、本日の審議は終了して、議長の任を降ろさせていただきます。 ありがとうございました。
【閉会】	
司会	本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございました。 以上を持ちまして、第131回千葉県森林審議会森林保全部会の1日目を閉会といたします。

(3月6日分)

【開催宣言】	
司会	それでは、昨日に続きまして、第131回千葉県森林審議会森林保全部会を開催させていただきます。(以下あいさつ、資料確認) 本日の森林保全部会でございますが部会委員5名中5名の御出席をいただいております。 よって、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により、本部会が成立しておりますことを御報告させていただきます。 それでは、櫻井農林水産部次長よりごあいさつを申し上げます。

<p>櫻井農林水産 部次長</p>	<p>おはようございます。</p> <p>委員の皆さまには、昨日に引き続きまして、当森林審議会森林保全部会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。</p> <p>本日は、昨日審議できませんでした第16号案件をご審議いただきたいと存じます。この案件は、いわゆるメガソーラー用地の造成を行うものでございますが、開発面積がたいへん大きく、また、地元住民の皆さまから御心配の声も含めて様々な御意見がございます。</p> <p>そういったことを踏まえまして、県としては、これまで慎重に審査を進めてまいりました。</p> <p>森林において開発行為を行うにあたりましては、森林の有する公益的な機能、あるいは役割といったことを阻害することのないよう、適正に行うことが必要でございます。</p> <p>また、且つそれが、開発行為を行う者の権利に内在する当然の責務でもございます。</p> <p>このような観点から森林の適正な利用を確保することを目的として、林地開発の許可制度があると、こういった林地開発許可制度の原点を改めて思い返していただいた上で、十分且つ公正なご審議を、お願いをいたしたいと存じます。</p> <p>以上、私のあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日はよろしくご審議くださるようお願いいたします。</p>
<p>司会</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、審議に先立ちまして、福永森林保全部会長よりごあいさつをいただきます。</p>
<p>福永部会長</p>	<p>おはようございます。</p> <p>これまでにない異例の2日間の森林保全部会ということで、皆さんお疲れのところありがとうございます。</p> <p>本日の案件は、今、次長さんからお話があったように、非常に大きな面積を持っている慎重に審議しなければいけない案件だという風に県としても判断して、時間をかけてじっくり審査を行って、それからこの森林保全部会でも非常に時間をかけて、今日、議論をしたいということだと思います。</p> <p>それだけ、県の方も地元の要望とか、そういうものを汲んで、こういう時間をかけて、審議をやっていると思います。</p>

	<p>そういうことで今日は長くなると思いますけど、皆さま、よろしく御審議の方をお願いいたします。以上です。</p>
【議長選出】	
司会	<p>それでは、これより御審議をお願いしたいと思います。</p> <p>部会の議事進行は、千葉県行政組織条例第33条第7項の規定によりまして、同条例第32条第1項の規定を準用し、部会長が議長を務めることになっておりますので、福永部会長をお願いいたします。</p>
福永議長	<p>御指名でございますので、しばらくの間議長を務めさせていただきます。</p>
【傍聴】	
福永議長	<p>本日、会議の傍聴希望者の状況はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>本日は、傍聴希望者は10名いらっしゃいます。取材の方は3名いらっしゃいます。</p>
福永議長	<p>傍聴を認めてもよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(了承)</p>
福永議長	<p>それでは傍聴を認めます。傍聴する方を入室させてください。</p>
福永議長	<p>それでは本日の案件であります、第16号案件の説明について事務局の方からお願いします。</p> <p>午前中いっぱい、長くなると思いますがよろしく御丁寧に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第16号案件【新規】AS鴨川ソーラーパワー(同)(太陽光発電施設の用地造成)についての説明</p>
福永議長	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>非常にたくさんの情報があって、なかなかどれからかじりつこうかというところだと思いますが、午前中はまだ時間がありますので、委員の方から何か御質問、御意見がございましたら、何でも結構ですのでお願いします。</p>
清宮委員	<p>先ほど、伐採した木の枝葉や根をチップとして事業地や法面などに吹き付けるとのことですが、何か月間か保管するのは、どの辺にストックするのか、飛散の防止は何か計画があるのでしょうか。</p>
福永議長	<p>今の質問は、場内でチップ化したものを使用するまでどこに保管しておくのか、それが流出したり、飛散しない対策はしているのか、ということですね。</p>

清宮委員	はい。
事務局	尾根の部分に一時堆積をします。堆積後、通路が完了してから、幹の部分は搬出する計画となっており、順次その工程を繰り返していくと。移動しながら、根株などを置いていく計画となっています。
福永議長	よろしいですか。
清宮委員	切土をしながら盛土をしていくのですよね。そうすると、その前に全伐することになるのでしょうか、その量を置く場所は十分確保できるのでしょうか。
事務局	面積が大きいので、1箇所あたり1000m ² 以上の箇所を設けまして、全部一斉に伐採するのではなく、工区ごとに順次伐採していくこととなりますので、その工区が終わってから、順次進めていく計画となっており、終わった箇所に移動していくという形です。
清宮委員	でも何カ月かストックするというのがありましたよね。
事務局	3カ月～6カ月ストックします。
清宮委員	その時期の問題なのですが。
事務局	それは、要は移動しながらストックしていく形になるので。
清宮委員	何箇所かに分けていくということですかね。
事務局	はい。今ですと、十何箇所以上、随時、移動しながら、完了したところには、そのチップを使ってやっていくと。 後は尾根の部分に置いていたり、完了後の場所に置いていたり、いろいろ考えており、随時、置ける場所に置いていくと。 養生しながら、チップとして時期に達したら使っていくという計画になっています。
清宮委員	養生する状態としては、飛散防止策はあるのですか。 チップにして山積みですよね。
福永議長	山積みにするのか、周りを何か囲むのか、カバーをかけるのかということですよね。
清宮委員	そうです。周りの方はそういうことがすごく気になるかと思うのですけど。 施工手順の中にはそういうことが書いてなかったように思いましたので、その辺を考えていただいて。
事務局	外周部にウッドチップフィルターを設置して、流出を防止する計画です。

清宮委員	外周だけですよね。流れ出ないようにということですよ。
事務局	流れ出ないようにです。
佐山委員	飛散というよりも、水路にいかないようにということですよ。
事務局	そうです。
福永議長	今のウッドチップフィルターというのは、チップ化したものを。
事務局	チップ化したものを袋に入れて、下に這わせると。
福永議長	それは実際に用いるものですよ。そうではなくて、3カ月、6カ月保管しておく方法を聞いているんですよ。
事務局	それで囲って流出しないように、置場を作っていくと。
佐山委員	作りつつってということですか。 要するに、生のまま置かないということですか。
事務局	そうです。
清宮委員	山積みしたものの周りはそれで囲うけれども、上部の飛散というものはあまり考えていないということですかね。その辺は何か考えていただいた方がいいですよ。
福永議長	そうですね。チップは軽いですから、流出だけでなく、飛散もあると思うので。
佐山委員	それに関してですが、まず、チップ化するのは、根や枝葉ということですが、それは場内でチップ化する機械を持ち込んで同時にしていくのですか。
事務局	仮置き場を設置してから、破砕機でチップ化します。
前田委員	破砕機を場内に持ち込んで、その場で全部処理するということですよ。
事務局	はい。それまでは、根株のまま仮置きします。ある程度、置場が出来てから、やるということです。
佐山委員	実際、量的な問題で考えると、丸太にして外へ搬出できるものと、場内で破砕して使うものとして、割合としてはどのくらいを考えられているのですか。
事務局	現場によって違うので、はっきり何割ということはわからないのですが、だいたい、想定だと4割ぐらいを外部に搬出します。
福永議長	相当量あるのですね。 ですから、搬出されるものは、何らかの形で利用なり場外にできますけど、場内で土を移動しながら、なおかつ、それを処理して、それを敷

	<p>くなりして、それが飛散したり崩れたりしないような、盛土の中に盛り込んでいくということは、非常に技術と時間がかかると思うので、そのあたりが確実であるという保証がみなさんの安心につながるのかなと強く感じます。</p> <p>やはり、盛土の質に関わることだと思うので。</p> <p>固めながらというお話もありましたが。</p> <p>実際に根には、土などいろんなものが混在していますよね。</p> <p>そうすると、機械メンテナンスも含めて、チップ化するって簡単に言いますが、簡単ではないと思いますので、その辺をもう少し詰めて、考えていただけたらと思います。</p>
西野森林課長	<p>ご指摘いただいたように、伐採の期間自体が長期に渡るもので、かつ大量の伐採木を現場にてチップ化するので、チップ化処理する時点での粉塵対策であるとか、チップ化後も3カ月、6カ月養生するときに当然切り替え等もしますので、その際のいろんな影響等について、また事業者と詰めて、必要な対策が講じられるよう、具体的な対策を詰めていきたいと思います。</p> <p>また、施工中もやりながら必要な対策があれば、指導していきたいと思います。</p>
福永議長	<p>よろしいですか。</p>
佐山委員	<p>はい。</p>
福永議長	<p>他に何かございますか。</p> <p>今のチップの問題もそうですが、やはり始めてみないとわからないというところがあると思うんですよね。土工量も同じで、写真で見てもわかるとおり、尾根道が非常に狭いですよね。</p> <p>たぶん昔から痩せた山で、人工林には使えないから、じゃあ薪炭林くらいでって、たぶん広葉樹のまま放ってあった山じゃないかなと思うんですよね。</p> <p>ですから、地質とか、掘ってみないとわからない、土工の方ですね、そういうのがあるので、最初に決めたことをそのままやるのではなくて、途中途中チェックをしながらやっていかないと、これだけの大規模なものはずいではないかなと思います。</p> <p>他に何かございませんか。別の観点からの御意見でもいいです。</p>
佐山委員	<p>特記事項の⑤に、千葉県自然環境保全条例による自然環境保全協定</p>

	とありますが、具体的には、どういう内容の協定か、御紹介いただければと思います。
事務局	貴重な植物が埋立て場所にあるので、それを移植することです。 その調査について、自然保護課の方で、どの辺に移植するのか、どの植物を移植対象とするのか協議していると聞いています。
前田委員	場内で、残置森林等に。
事務局	真ん中に残される沢沿いや残置森林の中に移植に適した場所に移植すると聞いてまして、今後、現地調査をして再度決めていくと聞いています。
前田委員	貴重な植物とは、どのようなものですか。
福永議長	もう何か具体的にはわかっているのですか。
事務局	〇〇〇等、他には、確認して、午後に回答します。
福永議長	もし、そういうものがあつたとして、単に移植っていても、自生地と移植先は、環境が全然違ったりしますし、一個体を移植するっていう、植木を育てるのは違いますので、群落を引っ越しさせなければいけないという、結構難しい話だと思いますので、これ事業者がやるわけではないですよね。というかできないと思いますよ。よっぽど専門的な技術や経験を持っている方でないと。
事務局	先ほどの移植する植物ですが、〇〇〇、〇〇〇等、いくつか移植する計画となっています。
福永議長	わかりました。よろしいですか。
前田委員	移植が終わらなければ、工事に着手できないというわけではないのですよね。
事務局	その場所の工事はしないと思いますが、移動する種や場所も決まっていますので、細かく自然保護課と業者の方で確認しながらやっていると。その後、協定を結んで、対応するという形になっています。
西野森林課長	林地開発の方でも細かい工種ごとの工程表が出ているので、それと今の自然環境保全協定の移植の話のすり合わせは庁内連携ということで、しっかりとしていきたいと思います。
福永議長	管轄は森林課ではないのですよね。
西野森林課長	これは、自然保護課が窓口となります。 詳しい内容はわかりませんが、許可後に協定が結ばれて、協定に従って行っていくと。

佐山委員	基本的なことですが、この土地に関して、所有者が7筆とでているのですが、主たる土地所有者はどういった方になるのですか。開発業者なのか、個人なのか。
事務局	開発関係の地主になります。
佐山委員	当事者ですか。
事務局	当事者に近いです。
佐山委員	今までの例からすると、ものの考え方は、所有者が第一優先になるのですか。
事務局	今回は、事業者が同意をもらって開発行為を行いますので、事業者が優先されると思います。
福永議長	よろしいですか。
佐山委員	はい。
福永議長	他に、何かございませんか。 さっきのチップを有効利用するという事は、いいとは思いますが、たぶんその量も出てこないと分からないと思いますし、実際、勾配によって使い分けるんだと思うんですけど、当然、例えば有機質の基盤材をまいて吹き付けるような工法は、浸食を防止するような、我々は浸食防止剤と言ってますけれども、そういう合成樹脂系のものは、当然、材料として混ぜているのですか。 ただ、チップと有機物を混ぜて吹き付けているだけだったら、雨で流れるであろうし。
事務局	チップと接合材や定着剤といったものを。
福永議長	それは平面のところも、どこもみんなそうですね。勾配が緩いから使わないとかではなく、どこも使ってもらわないと、飛んで行ったり、流れて行ったりしてしまうので、そこは大丈夫ですよ。
事務局	平場のところは一部、使わないところもあります。 法面については、植栽後にチップを吹き付けるのですが、チップのみとなってます、工法として、細かいチップ、ファイバー状のものを、空気の圧力で吹き付ける工法ですので、そういった定着剤などは必要ない工法と聞いています。
福永議長	一般の法面緑化では、チップを使うそういった工法でも、浸食防止剤は使います。 一応、チップを使うと、浸食には強くはなるんですよ。雨が平らなと

	<p>ころに当たるので。でもやっぱり、時間が経てば流れたりするんで。</p> <p>要は、緑化施工する会社は、これまで実績があるのですか。</p>
事務局	<p>今まで、県内の別の現場でやられている実績もあります。</p>
福永議長	<p>私は知らなかったですけど。</p>
西野森林課長	<p>県内で大規模なメガソーラーの現場もございまして、写真でも御紹介しましたが、チップ化したものを敷いて緑化している事例を確認させていただいておりまして、法面については、御指摘のとおりきちんと定着するようなものを混合しておりまして、勾配の緩いもしくは平らな部分についても、ある程度一定の厚さを、ファイバー状にしたチップを吹き付けることで、ある意味フェルト化して、安定化が図られると認識しております。</p> <p>ただ、実際やってみないと分からないところもありますので、施工中、必要があれば、見直すなり。</p>
福永議長	<p>平らな所でも、植物を生やすということですからね。あまり長期間、流れないようにというわけではないと思いますので。</p>
西野森林課長	<p>着手して、やりながら、改善が必要であれば、事業者に指導していきたいと思います。</p>
清宮委員	<p>先ほどの、チップを作成するパワーポイントがあったと思いますが、もう一度見せてもらってもよろしいでしょうか。</p> <p>法面には、定着剤も使用するということですか。</p>
西野森林課長	<p>通常の法面緑化と同じようなものです。</p>
清宮委員	<p>緑化マルチングは、基盤材も使うんですね。</p>
福永議長	<p>これは、おそらく膨軟化させたものを使うということだと思います。</p>
清宮委員	<p>細かくしたものをすぐに使うわけではないということですね。わかりました。ありがとうございます。</p>
福永議長	<p>まだいろいろとあると思いますが、12時を回りましたので、午前中の審議はここで一旦中断したいと思います。午後は、13時からでよろしいでしょうか。それでは、お疲れ様でした。</p>
(休 憩)	
司会	<p>それではすいません。</p> <p>定刻となりましたので、午後の部を始めさせていただきたいと思います。</p> <p>2点ばかりご連絡なんですけど、午前中の審議の中で傍聴の方の所</p>

	<p>まで声が一部届かないということがございましたので、午後はマイクを回していただきながら御発言をいただきたいと思います。</p> <p>午前中の中にちょっと自然保護協定の話の中で事務局から訂正がございますので。</p>
事務局	<p>先程、自然環境保全協定の関係で、移植する植物の名前をいくつかご説明させていただいたんですけども、自然保護課の方に確認しまして、まだ協議中であって、公表されていないということでしたので、訂正させていただきます。</p> <p>もう一つですね、さっきのチップの関係ですが、施工計画書に入っていなかったのですが、確認しましたら、基本的にネットとかシートで覆って、あとは毎日1回熱が出ないように攪拌、コンボで攪拌するというような管理をすると聞きましたので、追加で説明させていただきます。</p>
福永議長	はい、ありがとうございます。
福永議長	それでは時間となりましたので、午後の部を再開したいと思います。引き続きですね、質疑応答、御質問、御意見等がございましたらお願いしたいと思います。
福永議長	おそらく、皆さんが一番ご心配されているのは、土工量が多いとか、面積が広いとか、その辺の特に災害に関するようなことじゃないかと思うんですが、他にもいっぱいありますけど、まずその辺の土工事関係のことで疑問とか、御質問がありましたらお願いしたいんですけども。
佐山委員	<p>では、2点ほど伺いたします。まず、先程チップの話が出ましたが、切土盛土がたくさんあるという事で、盛土の質、切り取ったものを盛土にしていくという事ですので、その盛土の質に関して、十分検討されて、工事もきちんと施工されるという事は、事業者もおっしゃられているという事なんですけど、実際表土を外して、切り取っていくうちに土質と言うものがまた調査と事前調査と違う可能性もありますので、ぜひそこら辺の盛土の質や盛土の仕方ですね、それについて十分に市と検討して、随時新しい情報の中でそれが施行されていきますように、県の方でも非常に見ていただきたいなあとという点と、あと、だいぶさっきから自然環境の問題が色々言われて心配されている方もたくさんいらっしゃると思うんですが、私どもはよく残置森林に関してなんですけど、今回は残置森林の幅も広く、沢筋を残すという事で、だいぶ私たちが今まで見聞きした中では、非常にそこら辺の保全という</p>

	<p>か、管理、確保されているなあという印象はあるのですが、それでもやはりずっと手入れをされていなかった森林、雑木も含めて、そういった、炭焼き窯、小屋があったので、薪炭林の、俗に言う里山の荒れ果てた状態が長く続いたのかなあという風にお見受けしたんですが、その管理について、割と放置されている状態で結局そこは残るんですけども、できればその保全管理に関しても十分に業者さん及び県の指導というか、そういうのも含めて、更に強化していただきたいとふうに思います。</p>
事務局	<p>盛土の関係ですが、基本的に盛土は、30cm毎に転圧していくのですが、その時に、RI検査という形で盛土が十分に締め固めているかどうか、その検査の方をやってから次の盛土を行うという形で一層毎にその検査で対応していく形となります。</p> <p>それを施工計画書で明記されています。</p> <p>あともう1点、残置森林の管理ですが、残置森林等の保全管理計画書というのが提出されていまして、その中で、市町村森林整備計画で決まっている施業を随時やっていく形の文面が含まれております。</p>
佐山委員	<p>はい、分かりました。</p>
西野森林課長	<p>私の方から補足させていただきます。今、担当者の方から簡単に御説明しましたけれども、御指摘のとおりですね。今回の御説明に当たって十分、施工計画書の中で盛土に関する施工管理については、事業者側から提出されたものを慎重に審査をさせていただいているので、計画上は問題ないと思っておりますが、実際にやはり現場に入ってみてですね、きちんと現状、現場での土質なり、実際に使われる盛土の土質なり、その施工管理を含めてですけど、やってみないと分からない部分もございますので、これも施工計画書の中で、担当からもお話ししましたけれども、盛土転圧という意味での施工管理、それから実際に現場で切り取った切土の土砂をそのまま盛土に転用して使うということですので、使う盛土材料が適正かどうか等々を含めてしっかりと事業者の方で確認・試験等をしていただいた上で、施工していただくんですけども、この際にそういった確認した内容を県の方とも情報共有をしながら必要に応じて、そのまま使うのではなくて、場合によっては改良等も含めて、そういうことも想定されますので、この辺はしっかりと我々の方も、指導の強化も図っていきたいと思っております。</p>

福永議長	はい、ありがとうございました。 他に何かございますか。はい
石橋委員	何点かあるんですけど、まず1つは、ちょっと分からなかったので教えていただきたいんですが、調整池でしたっけ、3箇所作られるんですよ、オンサイトを入れて3箇所作られる。 それぞれどこの分の水を貯めるのかをちょっと教えて頂きたいんですけど。
福永議長	カーソルよりも手でやった方が早いんじゃない。 その調整池がこちらですよ。
石橋委員	もうちょっと下まで入りませんか。
福永議長	こっちもか。
石橋委員	そこが高いから。
福永議長	ここが沢ですか。
西野森林課長	今、担当の方から説明させます。
福永議長	残置森林も入る。
事務局	まず、1号調節池なんですけど、ここにありますが、尾根からこの辺までの部分を1号調節池で、あと2号調節池がこちらです。 尾根からこちらの部分を2号調節池で、あとオンサイトの周りの平らな部分ですか、そちらの9工区になる部分の池をオンサイト調節池で集めて流す計画になっています。
石橋委員	9工区のところ、オンサイトの部分がどこの水を集めているんだか分からなかったんですけど。
事務局	申し訳ありません。
石橋委員	12ページの断面図を見ているとオンサイトの調節池と書いてあるところは、どちらかと言うと、その下の9工区とおっしゃった部分だと思うんですが、そこよりも高いですよ。
事務局	排水計画平面図、25ページの方ですか、⑤をご覧いただきたいのですが、こちらにですね、オンサイト調節池がありますが、北側に管理用通路が入っていると思いますが、ちょっとした法面ですね、こちらで言うところの部分ですか、この部分から南側の部分を集水する形となっています。
石橋委員	ですよ。だからその周りは全部低いんですよ、調節池よりもその周囲は。

事務局	調節池よりも高くなっていて、調節池に自然の勾配で水が入る形になります。
石橋委員	どの辺の水がですか。
事務局	このオンサイト調節池のちょうど。
西野森林課長	お手元の25ページの。
事務局	この線ですね、この線から、ここに管理用通路がありますが、この上の段から南側がですね、平らみの部分も含めて、この辺も含めてですね。
石橋委員	おっしゃることは分かるんですが、オンサイト調整池…残す森林の部分ですよ。
西野森林課長	私の方から補足させていただきます。よろしいでしょうか。 25ページですね、排水施設計画平面図の拡大図ですけども、北側の方は水路が縦横に青い線が入っていますけれども、ここから南側のエリアですね、周辺は残置森林として残すという事で等高線が入っていると思います。それよりも内側についてが、造成面である程度フラットなんですけど、よくご覧頂くと高さが書いてあります。 一番残置森林側が高くなっていて、標高が200、200.5mとか200.9mとか書いてあります、それに対してオンサイト調節池の方はですね、それよりも低いFH=200mという事なので、若干低くなっていてですね、その造成面については自然にオンサイトの池の中に流れ込む様な形になっています。オンサイト内の水も当然この中に溜まるんですけど、ここで一時貯留をして、オリフィスを使って少しずつ水が外に流れ出るというような形になっています。
石橋委員	ですよ。はい、ですから南側といってもオンサイトの調節池のほとんど周辺だけの部分がそこに集まるということですよ。それ以外は1号と2号の池の方に全部流れて行って、そういうことですよ。
西野森林課長	はい、そのとおりです。
石橋委員	それが1点分からなかったのですが、あとですね、これ、私は森林の方が専門なので、切ったり盛ったりする場所の木を利用されるという事で、伐採されて必要なものが4割くらいは利用できるんじゃないかというおおよその予測だと伺ったんですが、それをやる。 6割くらいは使えないものが出てくるから、それは基本的にチップにしてマルチングとかに使うというお話だったんですが、この

	樹木がどれくらいの伐採量がでてくるものなのか、どのくらい見積もられているのですか。
事務局	6割くらいが現場内で、4㎡に1本の割合で計算しておりまして、そうするとヘクタール当たり2500本という事で、開発面積が146ヘクタールですので、おおよそ36万5千㎡を見込まれています。
石橋委員	いきなり本から㎡になったんですか。
事務局	すみません、本です。
石橋委員	本ですよ。 36万本。
事務局	約36万5千本です。
石橋委員	そうするとそんなに大きな木じゃありませんけど、㎡にしたらどれくらいになりますかね。
事務局	施工計画書の方で1本1㎡という計算をされていまして、そのまま36万5千㎡という計算。
石橋委員	1本1㎡というならものすごい大木ですよ、そんな大木ですと樹高15mの木だとどれくらい太ければ1本1㎡となるのかわからないですよ。
事務局	そうですね。
石橋委員	いいんですけど、林齢が20～60年と書いていてそんな太い木じゃないかと、1㎡もないと僕は思うんですが、本数の見積もりも大体おおよそものでそのくらいと理解しましたけど、それを伐採されて、4割は出すんですよ。6割は処理すると、その本数の4割ではないと思いますけど、木によって使う場所、使わない場所があると思いますけど、それを4割は出すことになりますけど、それって、鴨川有料道路の2箇所から出すことになるんですよ。
事務局	そうですね。
石橋委員	それって、かなりでっかいトラックが出て来たり、時期的にも伐採して、常時伐採して、常時出しているのか、それともある時集中して出しているのかといたら、そんな常に常に出していないような気がするんですが、その辺のプランはどうなっているのでしょうか。
事務局	仮設の置場を現場内にいくつか設置してまして、そこに溜まり次第随時搬出していく計画です。
石橋委員	やっぱりそこで気になるのは、どうしても出すところが鴨川有料道

	<p>路しかないという点で、観光とか鴨川に来られる方々はみんな通る道ですよね。やっぱりそういう所でシーズンによってはかなり混むところもあるでしょうし、時期もあるでしょうし、そういう所のプランが搬出のプランができていますのかなと思うのですが、気になるのですが、その辺はどうなっていますか。</p>
事務局	<p>片側をですね、誘導員を設置して片側を通行止めにして、そういう形でトラックの出し入れをすると聞いています。</p> <p>そのことは道路管理者と協議していると聞いております。</p>
石橋委員	<p>そうせざるを得ないと思うので、仕方がないと思うのですが、時期的には車の通りが多くて、通行止めにしてって影響がかなり大きいと思いますので、やはりさっき言ったとおり、本数が相当ですよ、実際の本数がどのくらい分かりませんが、例えば36万本の4割を出すとしたら、十何万本、20万弱ですね、15万本とかでますよね、それだけの量を出すというのは、しかも計画が2年間しかないのも、ものすごい量をいっぺんに出すことになりかねないので、それが地域にとって余り迷惑にならないようなプランをちゃんと作ってやるようにご指導いただければと思います。</p> <p>森林課とは違うのかもしれませんが、その辺も気を付けていただくように言っていただければと思いますが、いいですかそれで。</p>
事務局	<p>地域に迷惑にならないように指導はしていきたいと思います。</p>
石橋委員	<p>よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>道路管理者とよく協議するようにという話しはしたいと思います。</p>
石橋委員	<p>そうですね。</p> <p>森林だけではなくて、周りの関連の機関等とも調整していかないといけないと思うので、ご助言をお願いします、ぜひ。</p>
石橋委員	<p>それからあと、鴨川市の意見のところで気になる点が何点かあるんですが、1点はまず、一番最後の住民の方からの要望・質問に対して対応して下さいという希望が出ていますよね、先程、市町村からの意見の一番最後の所かな。</p> <p>今日付けて頂いた資料だと大分色々な御意見が出ているようで、これ全部答えるのもなかなか難しそうなご意見もあるようですが、やっぱりざっと拝見していると皆さん不安なんだと思うんですよね。鴨川市だけではなくて、やっぱり関連する方々皆さんの不安はあると思う</p>

	<p>んで、これだけ先程から話になっている大きな規模の工事ですから、そのやはり不安を解消しなければならないという努力をしていただかなければならないと思うんですよ。そういうのに対して県としてどのようなことを事業者の方に指導されるおつもりでいらっしゃるのかをちょっと伺いたいのですが。</p>
事務局	<p>地元に対して、地元が不安に思うのであれば、説明をして頂きたいと思っています。</p>
石橋委員	<p>もうちょっと具体的な意見はありませんか。</p> <p>おそらく、私は残念ながら鴨川市の市民でもないのですが、もし市民だったら、どんな風に工事が本当に行われているのかいつも不安になると思う。大体工事現場って、フェンスで囲まれていますよね、中は見えないですよね。だからそれこそ不安になりますよね。だからそういうところを見る機会を設けるとか、あるいはきちんとした説明が定期的に行われるとか、そういうことがあれば、逆にある程度不安の解消につながるんじゃないかと思うんですが、その点についてはどうですか。</p>
事務局	<p>その点につきましては、地元が不安にならないように開かれた現場と言う形を指導していきたいなと思っております。</p>
石橋委員	<p>はい。</p> <p>それはすごく大事なことだと思いますので、ぜひ、きちっとやって頂きたいと思います。</p>
石橋委員	<p>それとあとこれは可能であればのお願いなのですが、先程お話を伺っていると、事業者の方に色々報告を出して貰いますだとか、定期的にと色々とおっしゃっていますけども、これやっぱり、地元の方もそうですし、県がそこにそれなりにちゃんと確認はしていく、事業がちゃんと進んでいくという事に対して、県が責任を持ってちゃんと見てるよという安心感が欲しいんだと思いますよ、普通。それに対して県が1ヶ月にいったん報告を出させます、一週間にいったん見回りさせますと言っていますというだけでは、たぶんそれは収まらないですね、その不安感というのは。ですからやっぱり県として、県が指導されるという言葉を使うのかもしれませんが、指導される県の側のその指導のプランというか計画というか、そういのもきちんと作って、要するに施工計画だけではなくて、施工計画に合わせてきちんに行われていることを県が指導、チェックをしていると言いますか、確認をするとか、そのプ</p>

	ラン、そっちの方のプランもちゃんと作っていただくことが必要じゃないかなと思うんですが、そういうことは可能ですか。
事務局	今後ですね、地元の南部林業事務所。
西野森林課長	ご指摘のとおりですね、やはり現場が大規模であるし、大きな土工量も動かすという事もある、仮に許可後は、施行状況もですね、随時把握もしながら、しっかりと施工計画どおりに現場が動いている、もしくは、施工計画どおりに上手くいかない場合の必要な対応も含めてですけど、県としても、本庁それから地元に南部林業事務所がございまして、しっかりと体制を整えてですね、きめ細かい現状の把握、それから適切な対応を図っていきたいと考えております。
石橋委員	はい。 それはたいへん、大変なことだと思います。 ぜひよろしくお願いします。
石橋委員	最後なんですけど、これは林地開発許可に関して、この資料にもあるように許可基準というのがあって、それに対して色々と県の方でもチェックされて、事業者の方からも色々こういう風にするということでプランが出されて、それに対して基準を満たしているからという事で許可は出るという流れでゴーサインが進まれていると思うんですね、認定の際には、という事は逆に言うと、このとおり上手くいかなかった、県がチェックされた基準のとおりには工事がきちんと進んでいないというような要件が起きた場合、それを県がチェックされた場合には許可の要件を満たさなくなったという判断になって、一時的な差し止めであるかもしれませんが、そういうことが行われるということに、そういう理解でよろしいですか。
西野森林課長	まず、許可の段階で綿密に時間をかけて審査をしておりますので、そのとおりに現場で施工していただくということが重要でございます。御指摘のとおり、そのとおり上手くいかない場合、これは2通りあって、現場がやはり計画とは異なる、そういう場合についてはですね、事業者とよく協議をして、必要に応じて例えば変更許可を受けてやらせるとかですね。そういった是正対応は、この計画は細かく対応していきたいと思います。あともう一つは万が一、不適切な施工が現場で確認された場合、これも先程申し上げたとおり、きめ細かく現場の進捗等を現場で確認させていただくつもりですので、その中で必要があれば

	ば、迅速に是正の対応を図っていききたいというふうに考えております。
石橋委員	<p>はい。</p> <p>やはり、約束したことはちゃんとやっていただかないといけないですし、この森林保全部会の審議においても、基本的にこれは性善説ですよ、きちんと約束したことは皆さんちゃんとやられるんだと、これは事業者も県も市も皆そうなんだという前提で、僕らは判断をしている訳で、ついては、そこの所は県の方でもきちっと認識されて、やっていただくことが必要だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。</p>
福永議長	<p>はい。</p> <p>今のに関連すると思うんですけど、県の森林課とか、パネルを設置する方の担当部署とか、あと地元の鴨川市ですね。</p> <p>この辺の連携が上手くいっていないように私は見受けちゃうんですけど、鴨川市の情報も今事業者と打合せをしている、進めてるという情報しか来なくて、いったい具体的にどういったことを話し合っているのかとか、分からない状態で、何か森林審議会の森林保全部会は保全部会で何か議論して、鴨川市は鴨川市で向こうは議論しているでしょうし、何か連動性が無いように思うんですけど、その辺は今後、市とか県とちゃんと連携してやっていけるんでしょうか。</p>
西野森林課長	<p>鴨川市から5つの要望と言うのがございまして、林地開発許可に直接関わる部分と関わらない部分がございましてけれども、あくまでも県に対しては事業者にきちんとそういった対応について、市の方に説明するよという、指導してくれという内容でございまして。</p> <p>県側としては事業者の方にですね、必要な説明については、するよという事で指導させていただいてございまして、その中でそれぞれの項目については、具体的な協議が進んでいるというふうに報告は受けてます。この場では詳細についてはお話しできない事情がございましてけれども、きちんとですね、前向きな協議を進められているという認識はございまして。</p> <p>あとは、県と鴨川市との連携というかですね、情報共有等は、今後、積極的に図っていききたいと考えております。</p>
福永議長	<p>お願いします。</p> <p>はい、他に何かございますでしょうか。</p>
福永議長	先程、チップの話とか調整池の話が出てきたんですけども、これは

	<p>残置森林として残す谷というのは、相当倒木とかあるんじゃないかと思うんですけど、そういうのは整理されて、保全用のダムを作られるのでしょうか。それとも。これが上から流れてくるのを覚悟して、流木止めみたいなのを置いて、それで流れて来たら片づけるみたいな感じなんではないですか。</p>
事務局	<p>今聞いている話ですと、撤去するという話を聞いております。谷に流れている流木ですか、その辺の方は調節池に影響のないように撤去するという形ですね。それを聞いております。</p>
福永議長	<p>はい、分かりました。 他に何かございませんか。</p>
福永議長	<p>今日、午前中に見ていたスライドの中の切土盛土の話の所で、一番大きな盛土だと、一番大きな切土だという所があったと思うんですけど、これが現場の写真が盛土の所、これは盛土、人が立っている所は水じゃないんですよね。</p>
事務局	<p>沢、水が流れている沢になります。その水はですね、暗渠管…。</p>
福永議長	<p>この沢の上に盛土を盛っちゃうという事ですか。</p>
事務局	<p>その上にですね、暗渠管を設置して、その上にじゃ籠を10m設置してから盛っていくという形になります。</p>
福永議長	<p>これはどこか盛土の途中から、盛土の予定の途中の所から流出している水ですか。</p>
事務局	<p>これはですね、一番下の暗渠管を設置する部分に人が立っておりますので、ちょうどこの日は雨が降った日の後ですので、沢の水は多かったです。</p>
福永議長	<p>当然、普段はちよろちよろ出るでしょうけど、雨が降れば当然水位も上がるでしょうし、盛土の防災の設計もきちんとしていただかないと何か、あれなんで盛土の予定の所に水があるんだろうとさっきは思ってしまったんですけど、その辺は計算込みでやられて大丈夫だという判断でしょうか。</p>
事務局	<p>暗渠管を設置してですね、水を誘導して地下水を抜いていくと、地下水と言うかこの沢の水ですね。盛土の下になりますんで、こういうに水を抜くという形で計画されています。</p>
福永議長	<p>はい、分かりました。 いっぺんに盛る訳ではないので、下から段々に盛っていく訳ですか</p>

	ら、その辺は順次確認しながらやっていける訳ですね。
事務局	基本的に一段毎に転圧しながらやっていきますので、その時にまたどうかという話しであれば、新しく水を誘導させるなり、それなりの計画変更が出てくると思います。
福永議長	分かりました。 はい、他に何か、今までずっと土の話だったのですが。
清宮委員	よろしいでしょうか。
福永部会長	はい。
清宮委員	今の盛土の件とちょっと関連しているのか分かりませんが、鴨川市の管理水路の方に放流するという、第7工区ですかね、第1次放流先つていうので写真があったと思いますけれども、既存の水路の写真がありましたね。 その水路はそのままの状態で流していく状態なんでしょうか。
事務局	その水路は基本的にいじらない。
清宮委員	いじらないでそのまま流していく。
事務局	はい。
清宮委員	自然の水路というか。
事務局	いや、銘川って川の上流部になりまして、こちらの川になります。
清宮委員	川にもその水路にという事ですね。 特別人工的に作った水路ではないという事ですかね。
事務局	はい、そのとおりです。
清宮委員	大量の水が流れた時に大丈夫なんでしょうか。
事務局	基本的に調節池の方は抑制してから流しますので。 一度に出るということは。
清宮委員	無いという想定ですかね。
事務局	はい。50年確率以上の雨水が貯められる計画になっておりますので。
清宮委員	はい。 何か土がたくさん見えていたので、心配になりました。 はい、ありがとうございます。
福永議長	はい。 他に何かございますか。
前田委員	今回の開発地については、平成7年に〇〇〇から開発の許可申請が

	<p>でて、その後開発が止まってしまったというところで、当初ゴルフ場として造成しようとしていたと書いてあるんですが、今回メガソーラーという事で太陽光発電が行われるという事になりました。2019年度から太陽光の、FITの買い取り価格が4円位下がるというような話も聞いたりするのですが、それが今回の事案にも当てはまるのかは分からないのですが、今後2年間くらいでこの造成を仕上げるということになっております。そういう中でも先程の希少植物の移植であったり、立木の伐採もある、大量の土砂の切土盛土、あるいは、法面保護緑化とか、かなり急いでやらないと、間に合わないのではないかと思います。そういう中で計画が途中で中止になったりするようなことが懸念されます。経済的な資金の準備については、大丈夫だという事のようにですが、万が一これが途中で頓挫した場合に個人の土地ですから原状回復とかということにはならないのかもしれないですけども、その場合、悪い方向へ悪い方向へ考えてしまいがちです。そうした時の原状回復を条件とするとかも想定しておく必要があるのかないのか、御意見を伺いたいと思います。</p>
西野森林課長	<p>はい、確かにこれだけ大規模な開発行為で、万が一、そういったことが、あえてそういう質問だと思いますけど、まず、施工の手順として、防災施設である洪水調整池等から完成させていく。</p> <p>ですからその上流部にある土工事はその後からという事で考えておりまして、適正な施工計画どおりの手順で施工させていく中で、防災施設設置の優先させていく中で、そういったリスクもある程度軽減できるというふうには考えております。</p>
福永議長	<p>よろしいですか。</p> <p>他に何かございませんか。</p> <p>じゃあ、佐山先生。</p>
佐山委員	<p>先程色々と沢の、水路の話と、水の問題が色々と議論というか質問が出てきたと思うんですが、近年、集合であるとか色々な場所で水に関してですかね、台風その他、割と土砂の流出であるとか、あるいは倒木であるとか、いろんな意味での水の問題が大分議論されたり、実害がでて、全国的に多いと思うんですね。</p> <p>特に南房総は雨の多い地域だと思うんですが、それに関して今までよく、今回は50年確率の雨量に対する防災施設は完備するという計</p>

	<p>画だというふうに伺っているのですが、現実に世の中100年確率とか、確率の問題だけではなくて、想定外の雨量が降るとか、集中豪雨になるとかというのが実例としてできてるわけですね。</p> <p>実際工事の不備というのもあったかもしれないですけど、千葉県内でもいくつかそういう事例があるというふうに聞いていますので、ぜひそこら辺の対策、やっぱりこの件はかなり大きいので、雨量がもし何かあったときにではなく、それがどういうふうに影響していくのかという危機感みたいなものをどういう風にお考えなのか、それでも数字的に貯水量が大丈夫だから、これでいいのだと、合法であると、満たしているという事で、50年確率だから大丈夫ですって一言で本当に大丈夫なのかというのが、私たちも地元の方たちの不安材料でもあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
西野森林課長	<p>御指摘のとおりですね、心配が全くないと言われれば、当然異常豪雨等が100%ないとは言えないと思いますが、許可基準上は30年確率という基準がございますので、これに照らしてですね現行50年確率の降雨量までには、調節して流す構造でかつ、それ以上の雨が降った場合にも100年確率の1.44倍の雨が降る量までには、安全に堤体等が崩れないようにですね、水を流すという構造になっておりますので、必要な安全は確保されているという認識でございます。</p> <p>ただ、林地開発許可基準の見直しも今検討させていただいてますけれども、検討課題という認識は持っています。</p>
佐山委員	はい、よろしくをお願いします。
福永議長	はい、他に何かございますでしょうか。
福永議長	2号調整池は何て言うんでしたっけ、盛り土のダム、フィルダムって言うんですか。
事務局	はい。
福永議長	ですね。これは、今の100年確率とかそういう物でも耐えるような設計になっているんでしょうか。
西野森林課長	<p>すいません。先程もちよっと申し上げたんですけども、フィルダムの場合はですね、図面で、今の地図で、堤体の少し上流側でですね、ちよっと細長い構造物があるんですけど、ここですね、50年確率までは、水が溜まる構造になっています。</p> <p>それ以上溜まると堤体に支障を及ぼすんで、安全に流すための洪水</p>

	<p>吐きと呼んでいますけども、越流させる水路をですね、人工的に作って ございます。</p> <p>これがどこまで流せるのかというのがですね、先程申し上げた10 0年確率の降雨強度のさらに1.44倍の雨が降った時までは、安全に 流せる構造にしております。</p> <p>これは2号ですけども、1号それにオンサイトについても1.44 倍まで安全に。</p> <p>すみません、1号はフィルダムではないので、オンサイトとこの2号 については1.44倍までの構造を確認しております。</p>
福永議長	<p>はい、わかりました。</p> <p>その他、何かございますか。</p> <p>だいたい、土とか、水の問題はよろしいでしょうかね。</p> <p>その他、それじゃあ、午前中でましたけども、緑化とかチップの再利 用とか、その話を、もし何かございましたら、御質問とか、御意見を お願いします。</p> <p>私、午前中に、工法に関しては、実績のある企業が設計・施工する のかという質問をしましたが、それはちゃんとできるのであればい いのですが、おそらく、今までの法面緑化とか、普通の緑化をやって きた企業だったら、おそらく、植栽は植栽で苗木を使うんですけども、 種を吹き付けるところは、ここだと外来牧草とか、ヤマハギとか、そ ういうものになるのかな、あとススキとか、クローバーはチップの下 でもでると思うんですけど、いろいろ植物によって敏感さが違って、 ちゃんとそういうのが生やせているのか、さっきの写真でうまくい きましたよって見せてもらっても、あれって外来牧草ですよ。</p>
事務局	<p>今回の計画の中で、緑化マルチングの方は、ヨモギ、メドハギ、白 クローバーを使う予定になっていまして、平地マルチングと種子散布 については、白クローバーを使う計画になっています。</p>
福永議長	<p>本当の原生的な自然地域ではないから、いいと言えがいいんですけど、 白クローバーはもともと外来性ですよ、ヨモギとかメドハギとか ヤマハギは、ほぼ100%中国産なので、それでもいいのかっていう話 です。面積的には、地図でいうとそんなに大きくはないのですが、実 際はもっと大きいでしょうね。そういうものが、ずっと景観の中に残 っていく、結局、残置森林とか造成森林って言って、残置森林はまだい</p>

	<p>ろ問題があるにはあるんですけど、ちゃんと現在、森になっているところを残せばいいのですが、造成森林というのは、県は許可しちゃえば後はおしまいでしょうけども、本当に森になってくれるのか、森になったのかという確認は、誰もできないということですかね。その辺が、今まであちこち見てて、問題のように感じるのですが、何かきちんとした回答ではなくても、何かコメントあればお願いします。</p>
<p>西野森林課長</p>	<p>種子につきましては、事業者からこういう提案が来てますので、通常、他の現場等でも使われてきたもので実績のあるものという認識ではあるのですが、極力在来のものを使うということも含めて、今後相談していきたいと思います。それから、造成森林、これもどういう木をどのように植えて、どういうふうに管理していくのか、今後の重要な課題だとは思っています。仮に林地開発許可がされて、施工が適正にされて、完了確認が終わった時点で、手続き的には終わってしまいます。ただ、ここで約100haの森林が、事業区域内に残るということで、これは森林法に基づく地域森林計画対象民有林としてそのまま残りますので、そういう意味では、森林法の網がかかった森林として、それから、地元の鴨川市もですね、適正な維持管理等について指導できる立場にございますので、そういったものも含めてですね、対応していきたいと考えております。</p>
<p>福永議長</p>	<p>法面緑化の方の造成森林じゃない部分っていうのは、おそらく県の土木でも同じだと思うんですよ。どこの都道府県でも、同じような種子をまいて、量が足りないから輸入するっていうことを何十年も繰り返してしまっているのですが、なかなか地域ごとの多様なものという方向に、なかなか今いなくて、要は不景気なので、市場単価制っていう国交省が始めた、こういう基準をクリアしていれば、安ければいいんだみたいな、そういうやり方になってしまって、工法の中に種代も込みというやり方で、例えば日本の植物の種子を使おうと思うと、当然、日本人が山へ取りに行けば、人件費かかりますよね、単価が0が2つ余計に付くくらいですけど、そんなものは絶対使えないんですよ。そういうこともあって、ここだけの話ではないのですが、みなさん、法面は草が生えてて、冬になれば茶色くなってとか、そういう固定イメージが出来てしまっているような気がしてならないんですよ。昨日も似たような話をしましたけども、地元の景観として法面ってみなさんどう思っ</p>

	<p>ているのかなっていう、これちょっと私の感想です。お答えは結構です。あればいいんですが。</p>
西野森林課長	<p>法面の緑化、安定して緑化されていくっていうのがまず最優先で考えておまして、先ほどの話も貴重な御意見として承りたいと思っているのですが、できれば、在来のものにとりかえる形には、大面積でもありますし、事業者に対して負担を強いることとなりますので、なかなか難しい面もあると思いますけども、これから相談をしていきたいと思っております。</p>
福永議長	<p>ちょっと話が長くなってしまいうんですが、法面緑化っていうのはもともとはげ山緑化から始まって、それを法面緑化に技術的に応用したのですが、一番最初に機械化とか、工場製品化とか効率的にやり始めたのは、ちょうど高度成長期の名神高速、それから新幹線、それとそのあとの東名自動車道なんですよ。そこはですね、もう安い外来の草で、ぱっとやっちゃえば、温暖な地域なので、どんどんどんどん、アカマツが生えてきたり、それで今ではカシなんかが入ってきてるのでいいんですけど、下の方にいくと、全然遷移が進まないんですよ。それはまた別の話なんですけども、もともとそういう沿岸沿いのところ、要は日本の経済の中心のところを結ぶ幹線をつくることから始まったものですから、じゃあ法面は土でできてる、ほっとくと土が流れてしまう、じゃあ何かでカバーしなければいけないっていうんで、法面保護工、要は被覆工、人工的なものではなくて、植物で被覆しましょう、で始まったんですね。それが、だんだんだんだん、開発が山間部に入っていくと、寒冷地に入っていくと、で、固い土が出てきた、固い岩が出てきた、で昔は岩が出てきたら、コンクリートで覆っちゃったんですけども、景観的に悪いから、岩も緑化しなきゃいけない、じゃあ岩と土の法面と、やり方はもちろん変えてますけども、じゃあ同じ植物でいいのかって、未だにそれが続いているんですよ。だから、まあ、これは愚痴になりますけども、自分の。この辺は変えていこうと、私は思っています。</p>
西野森林課長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。千葉県は、こういった開発現場だけではなくて、砂利採取の跡地、ここも法面の緑化が非常に大事な課題だと認識しておりますので、またこれからもですね、いろいろと御教示いただければと思います。ありがとうございます。</p>

福永議長	砂利採取の一番最初の大型のところって名前何て言いましたっけ。
西野森林課長	〇〇〇がやっている現場ですか。
福永議長	あの実はあそこの採石場の跡地の緑化っていうのは、千葉県から始まったんですよ。その当時はまだ、日本の植物じゃなきゃだめだっていう時代では全然なくて、とにかくそういう痩せ地は、マメ科の植物で肥やすんだと、で、外国のアカシア、それこそニセアカシアではなくて、本物のアカシアですね、そういうものを植えたり、イヌシダとかですね、そういうの散々、千葉県では実は植えたり播いたりしてたんですよ。そういう経緯のある、いわれのある県なんです。
西野森林課長	なかなか砂利採取の跡地で緑化がうまくいっていない現場と、なぜかうまくいっている現場とございまして、また先生方にも過去にも県内の現場をご視察いただきながら、いろいろとご意見もいただいていると思いますので、県としても緑化指針を作っています、その中で適正な法面緑化を図れるようにですね、引き続き、いろいろとアドバイスをいただきながら、そういった技術の整理をしていきたいと思っています。よろしくをお願いします。
福永議長	あと午前中ちょっと触れたんですが、尾根道が非常に急峻で、非常に痩せ尾根になっているということだったんですけども、谷筋もみんな傾斜が急で、具体的には、あそこは上総層群になるんですか。新第三紀層。わかる方います。
西野森林課長	今確認します。
福永議長	砂岩、泥岩の互層って。
西野森林課長	そうですね。鴨川有料道路を通るとですね、崖が見える部分があって、砂岩、泥岩の互層が多いですね。その上に、薄いですけどもある程度表土があって、その上に木が生えているというところですよ。
福永議長	先ほどからずっと監督するとか、1カ月ごとに報告もらうとか、そういう話が出ているから、いいのかなとは思いますが、かなりあの地層はですね、砂の層が厚かったり、逆に泥の層が厚かったり、それからボロボロになっているところもあったり、カチンカチンなところがあったり、たぶん様々だと思うので、結構細かいチェックが必要なのかなと私は思います。
西野森林課長	御指摘のとおりですね、切土をした土砂を適切に盛土に使用するというのは非常に重要なことだと思います。事業者も県も強く認識して

	おりますので、そういう意味での盛土の土質管理、これは徹底して進めていきたいと思っております。
福永議長	はい、他に何かございますか。
事務局	地層なんですけども、新第三紀層にあたりまして、安房層群にあたります。現場は、北の方から、清澄層、稲子沢層、天津層の3種類が入っていると思われまます。
福永議長	南東から北西に向かって地層っていうのは延びているんで、房総半島は。結構、層が細かいんで、先ほど言ったとおり、ボロボロのところもあれば、カチンカチンのところもあったり、褶曲があったり、断層があったりするので、それはチェックをお願いします。
西野森林課長	風化が進んでいる部分については、必要な地盤改良等を含めて、現場に合わせた施工をするように、事業者と一緒に管理していきたいと思えます。
福永議長	事業が進むとすれば、一番最初は、第2号の調節池の築設が始まるということですね。そのときに、まず、その辺の地層の状態は一部ですけどわかるんですね。
西野森林課長	これは、事前にボーリング調査等を行ってございまして、具体的にどうだっということ、確認した上で設計もしています。ただ、やはり、実際に現場に入って掘ってみると、違った状況が確認されることも懸念されます。それは当然もう一度確認した上で施工していただく、必要があれば、必要な対策をとるということで、県としてもしっかりと指導してまいりたいと思えます。
福永議長	その他、別の観点から何かございますか。 残置森林は、先ほどの話で、今後も管理していく林分になっていくんですね。よろしいんですね、それで。
西野森林課長	第一義的には、森林所有者、これは事業地なんで、事業者の方の方ですね、管理していただくということにもなると思えますけど、仮に、万が一にですね、転用するとかですね、伐るとなればそれは森林法に基づいて、必要な手続き若しくはある程度の制限がかかると認識しております。
福永議長	後は、何かございませぬかね。 これはたぶん、答えられないと思えますが、別に環境アセスとか、数字をとっているわけではないと思うんで、全然わからないと思うんで

	<p>すけど、やっぱりこう、先ほどの土工の、土を動かすということだけではなくて、水の動きが変化するとか、風の動きが変化するとか、景観が変わるとか、あと地上の反射率が変わるんだと思うんですけど、そういうものの影響っていうのは、今回の審査の中では、問題がないっていう判断でよろしいというか、審査できない。数字がないんですね。</p>
西野森林課長	<p>林地開発許可制度ですので、森林の土地を開発することについてですね、4要件、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境っていう4要件ですけど、これに則って県の方で審査基準を設けておりますので、その審査基準について、慎重に審査をしまして、問題がないという判断をしています。やはり、上物についてはですね、いろいろあるとは思いますが、今回、太陽光ですので、例えば、その他の事業場も含めてですけど、そのことについては、林地開発許可制度上、なかなか言及しにくい部分もございます。</p>
福永議長	<p>確かに最初の3つは、林地開発許可っぽいんですけど、最後の環境への影響っていうのは、非常に、やっぱり難しいと思いますね。で、それが、林地開発の方でやるのか、自然保護ですか、そっちの方でやるのか、一緒になってやるのか、あるいは市町村と一緒にやるのか、さっきの話に戻るんですけど、これはやってみないとわかんないところもあるかもしれませんが、今まで、いろいろ調べられたっていう話なんで、いろいろ対応は今後されると思うんですけども、今回の案件だけでなく、これからですね、こういった大規模な開発の案件が出てきたときに、どう判断するか、本当はシュミレーションできるような、そういうシステムもね、できてるといいんですけど、なかなか難しいですよ。今はドローンもあるし、上空から見てですね、まあ我々も景観がどう変わるかっていっても、そこの現地に行ったときに説明を受けて、あの尾根がなくなって、まっすぐになるんだと言われても、実際はまっすぐではなくて、その場その場で合わせて多少の凸凹があったり、木があるので、残置森林があるので、多少凸凹はあるんですよ。そうじゃないと、本当に。</p>
西野森林課長	<p>木がなければ、地形上はまっすぐに切れているように見えるんですけども、周辺に残置森林があつての話なので、御指摘のとおり、木がある分、多少、凸凹になるとは思われます。やはり森林率約5割、約100haの森林で、周辺を囲んだ中に残す計画ですので、4要件の1つ、</p>

	環境の保全では、景観を含めて、問題ないと認識しております。法面も極力少なくしてすべて緑化を行う、森林も基準値以上を確保されているということでございます。
福永議長	はい。ありがとうございました。 かなり、出尽くした感じはありますが、他に何かありますか。
石橋委員	水の流れの関係は出てきたんですが、水質関係はどうなっているんですか。
事務局	濁水については、土砂が流出しないような対策を講じておりますが、水質は水質で別の法律の方で管理していく形になります。水質汚濁防止法ですか、そちらの方になると思います。
石橋委員	そちらの方も、特に問題はないということですね。あの、おそらく。
事務局	パネルからの関係ですか。
石橋委員	パネルではなくて、要するに、山切って、木を切るとやりますから、当然、変化はあると思うんですよね。その追跡っていうのは、そちらの方でやるということですか。
事務局	基本的に、切土盛土だと濁水の関係になると思います。
石橋委員	そういうのは別途追跡することはできないのですか。何か、県の対策として。要するに、ただ濁るか濁らないかということではなくて、そういうのに、大きな問題はないんだよということをきちんと示してあげる、さっきも言いましたけど、それが地元に対してとても大事だと思うんですよね。一つ一つが。それを、ルールに決まっていないからやらないよって言えば、それは不安は増えますよね。そういうことが、できるかできないかっていうことでもいいんですけど、そういうのってのは、考えられるのですか。
西野森林課長	主に、施工中の濁水が懸念されると思うんですけど、担当の方からお話ししたとおり、施工中の沈砂池の設置、それから出口の部分の防災施設も含めてですね、濁水は極力でないような防災施設、仮設ですけども、そういったものを計画していますので、あとはやはり施工しながらですね、万が一出ることがあれば、必要な対応を図っていくということになるかと思います。完成後は、調節池等ができますので、あと緑化等も図りますから、大きな影響はないと考えております。
石橋委員	そのくらいの話で済めばいいんですけどね。 あとやはり、繰り返しになりますけど、伐採する木の量、今ある木の

	<p>量の見積もりっていうのは、あまりにもすごいと思うので、簡単な調査をすれば、実際の数字はでてくると思いますので、そういう技術は森林課の方で持ってらっしゃると思いますので、事業者でもすぐにできると思いますので、伐採して利用するって言う以上は、事前に、工事を始める前にある程度もうちょっと正確な数字をつかんで、っていうことをしていただければと思います。</p>
西野森林課長	<p>御指摘いただき、ありがとうございます。</p> <p>当然、森林資源の帳簿については、森林課で持っていますので、そういったデータも使いながら、我々としても、開発行為によって出てくる木を資源として利用していく、木材として利用できる約4割は木材として利用していく、残る根株も含めた6割についても、現場内で資材として使うという非常に有効な取り組みだと県の方でも認識しておりますので、そういった量的なものも含めて、県としても精査していきたいと思っています。</p>
石橋委員	<p>よろしくをお願いします。</p>
福永議長	<p>今の質問の中の最初の方ですけど、濁水だけじゃなくて水質の方ですか、そういうものが、施工中も工事が終わった後も、問題なかったよ、変化しなかったよっていうことを、誰かが調べて、きちんと数字を示してくださいっていうことですよ。たぶん大丈夫でしょうっていうのが一番、不安を煽るんじゃないかなというふうに思います。</p> <p>他にございますか。</p> <p>あとこれでもし許可がおりて、施工が始まるとしたら、施工中の県としての監視というか、監督っていうのは、森林課だけでやるんですか。</p>
西野森林課長	<p>鴨川市内に南部林業事務所という県の出先機関がございます。この現場からも車で10分か15分くらいの近くでございます。県森林課と南部林業事務所で連携して、仮に許可された場合には、施工状況の把握なり、現場での必要な指導を、しっかり本庁と出先機関で体制をつかって、対応していきたいというふうに考えております。</p>
福永議長	<p>他の部署との連携という話がさっきからありますが。</p>
西野森林課長	<p>他の部署との連携も、当然情報共有しながら、今回は、例えば、再生土が持ち込まれたりですね、そういったことはないんですけども、必要があれば、地元の鴨川市さんとも含めて、情報共有を図りながら、やっていきたいと考えております。</p>

佐山委員	<p>盛土の問題っていうのが、一番やっぱり、過去に事例として不備があって事故になったところがあるっていうことで、そういうことは、きちんと管理していきなり、監督していきなり、指導していきなりを、きちんと県の方でやっていただけるように、先ほど石橋先生がおっしゃったように、性善説に基づいて私どもは審議をしたり、県は事業者さんとかこういう話になっています、こういう約束をしましたということを前提に、私どもの審査の対象になるっていう事例を見てきたんですが、必ずしもそれが実現するのか、ほとんどの場合は大丈夫なんです、そうじゃなかったり、過去に違反があったという事例を私どもはよく知っておりますので、特にこの前の市原の事故、つい去年の事例としてあるものですから、その辺は認識を新たによろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
西野森林課長	<p>昨年、市原市大桶でですね、土砂流出事故があったことで非常に重く受け止めておりまして、そういう意味では、林地開発許可地等の監視の強化について、ルールも見直しまして、徹底を図ってまいりたいと考えておりまして、特にこの鴨川メガの現場については、先ほども申し上げましたけれども、しっかりと現状の把握、それから必要に応じて、適切な対応等を図っていけるように、体制も作りながら、臨んでまいりたいと考えております。</p>
福永議長	<p>他に何か、ございますか。</p> <p>一般の案件は一日に何件もやってしまうのですが、今回の案件は我々としても、県としても、非常に重く受け止めて、丸一日かけて審議しようということで、今日やっているわけですけども、やはりいろいろ地元の方もご心配の点がたくさんありますでしょうし、我々も委員として、大丈夫かなっていうのがたくさんありますので、県の基準には通ってしまうんでしょうけども、我々の保全委員の方として、やはり何かちょっとまとめた附帯意見というかですね、そういったものを付けてそれで答申としたいというふうに思うのですが、委員のみなさん、いかがでしょうか。</p>
委員	(同意)
福永議長	<p>じゃあ別の部屋で、少し議論してから、また議論内容を、まとめた内容を報告したいと思ひますが、よろしいですか。</p>
事務局	<p>では、今そういうお話がありましたので、時間はどうでしょうか。</p>

	目安として15時くらいでしょうか。
福永議長	じゃあ15時を予定して、進めたいと思います。
(議 論)	
司会	それでは、お待たせしました。 また、再開させていただきたいと思います。
事務局	部会長すみません。
福永議長	はい。
事務局	始まる前にですね、一言先程説明が漏れましたので、説明させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
福永議長	はい。
事務局	先ほどの水質検査の関係ですが、事業者が、地元説明会で工事着手前及び工事着手後に水質分析を行い、水質データを比較することを計画していると回答しています。 もし、異常があれば、工事会社の責任において改善対応させていただきますと回答していることを申し添えます。
福永議長	よろしいですか。
【附帯意見】	
福永議長	ただいまお時間をいただきまして、別室にて、附帯意見について、委員の方々と県の方々といろいろ検討を行いました。 まだ最終的な細かい所はこの場で指摘して頂ければと思いますが、我々としてはまず、事業者に対しての意見もありますし、やっぱりそれを指導する県ですね、それに対する意見もあってですね、一応タイトルは「事業者及び県に対する附帯意見について」ということで本日まとめさせてもらいました。 以下各項目を述べます。大きく分けて1、2、3とありまして、1番は災害の防止に関する意見、それから2番は環境の保全に関する意見、3番はその他の意見、ちょっと時間がなかったので、その他に意見は地域住民との関係のそういった意見ですね。
福永議長	はい、それでは戻りますけども、1番のまず最初です。 意見は一応3つ考えました。 その理由として、まず、本計画地の盛土土砂の量がですね、1,000万、1,320万m ³ と非常に膨大であることに加えて、調節池の1つがフィルダム構造になっていると、そして、そういうことからですね、

	<p>土砂災害防止の観点から、盛土の施工管理徹底は最重要な項目と思われまので、まず、それで意見の1として、「事業者は、盛土や堤体に使用する土砂が、その材料として適しているかどうか現場試験を行い、その結果を県に報告して確認を受けること。また、盛土等に際しては締固め等の施工管理を適切に行うこととし、管理した結果を県に報告すること」。</p>
福永議長	<p>それから2番目です。</p> <p>開発面積が146ヘクタールと非常に広大であり、現場内で発生する利用できない伐採木も非常に多いと見込まれます。そういったことで、意見の2としては、「事業者は、工事に伴い発生する伐採木・風倒木が下流域への災害の発生源とならないように、また、チップ化する際は周囲に悪影響を及ぼさないような適切な処理・管理を行うこと」。</p>
福永議長	<p>それから3番目です。</p>
福永議長	<p>千葉県内最大規模の太陽光発電施設用地造成となる本現場においては、現場における防災施設等の施工状況を確実に把握し、現場の監視の強化を図ることが災害の未然防止の第一歩であるということで、意見の3は、これは県に対してです。</p> <p>「県は現場の進捗状況をきめ細かく把握し、施工計画に基づき事業者への確認・指導を徹底するとともに、そのための体制を整え、安全対策に万全を期すること」というのは、まず最初の災害の防止に関する意見です。たぶん事業計画の中でもこういうことをやると思われるかもしれませんが、これを徹底してやって貰いたいと思います。</p> <p>度重なるお願いというかですね、確認のお願いです。県に対してはそれがちゃんとやられるかどうかきちんと把握して下さいということです。</p>
福永議長	<p>それから大きな2番目です。環境の保全に関する意見。</p> <p>これはですね、先程の生物多様性とかそっちの方の希少植物とかのですね、管轄外ということで外してしまうと思って、まず残置森林に関してですね、意見を述べたいと思っています。</p> <p>その理由としては、景観の維持に関する適切な措置は、開発行為により生じるのり面を極力縮小するとともに、のり面の緑化を図り、開発行為によって設置される施設の周辺に残置森林等を適切に配置しているかどうかを今日は確認できたと思いますけど、そういったことで、意見</p>

	<p>の4としては、「事業者は、残置森林の管理について、開発が終了した後も残置森林等の保全管理計画書に基づき適切に管理すること」をお願いしたいと、これは全体としては4つ目の意見で環境に関する意見としてはこの1つとなります。</p>
福永議長	<p>大きな3番その他の意見についてですけれども、これは一番色々あると思いますけれども、周辺住民からは、事業者に対して開発に関する情報・説明が不十分であるとの意見が、県や市に多く寄せられています。そういうことから、意見の全体の5として、「事業者は、周辺住民の懸念や不安を真摯に受け止め、事業計画や事業の進捗に応じた説明会やできたら見学会といったものを適宜開催することにより、住民の理解を得られるよう努めること」。</p>
福永議長	<p>以上5つの附帯意見を考えました。</p> <p>ただいまの内容について、委員も一緒になって考えたんですけど、何か細かい所で、修正点とかございませんでしょうか。</p>
福永議長	<p>たぶん、最後の意見5の所は、色々話を聞くと事業者は説明会をやっていると、きちんと説明もしている。でも反対している方は、説明が足らないと。その辺のギャップを何とか埋めてもらいたいということですね。そこに鴨川市も入ってもらいたいし、県も入ってもらいたいし、やっぱり県、鴨川市だけの問題ではなくて、やっぱり千葉県として何とか協力して解決できるように、皆さんが納得できるように事業をしていただけるようにしてほしいなと言うのが、本当に切なる願いです。</p> <p>どうでしょうか。</p>
福永議長	<p>特に御指摘ございませんでしたので、ではこれを今日の第16号案件の議案の附帯意見として、これを付けて答申という事にしたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
福永議長	<p>はい、それでは議案、林地開発許可に係る第16号案件につきまして、この5項目の附帯意見を付けた上で、森林法第10条の2に照らし、妥当な計画と認められると判断させていただきます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)

福永議長	<p>なお、森林審議会長への報告につきましては、昨日と本日の意見の内容を反映したものにしたいと思いますけども、報告書の内容は議長に一任していただくことで御了承いただきたいと思います。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
福永議長	<p>それでは審議会長への報告の写しは後日、部会の委員の皆様へ送付いたします。</p>
福永議長	<p>それではよろしいでしょうか、何か付け加えるようなことはございませんでしょうか。</p> <p>感想でもよろしいですけど、いいですか。</p>
福永議長	<p>たぶん、150ヘクタールが一発で、一日で丸裸になることはないと思うので、ちょっとずつやりながらやっぱり進めていいのか、進めていけないのか適宜判断してやって貰いたいなというふうに思います。</p> <p>あと、ここには今日、あんまり水質の事をこの付帯意見に書かなかったんですけど、海への影響とかですね、そういったこともきちんと調べてもらいたいなあと、先程の水質のあれをやるわけですよ。</p> <p>いいですかね。</p>
福永議長	<p>じゃあ今日の第16号議案に関してはこれで審議を終了し、議長の任を降ろさせていただきます。</p> <p>長い間ありがとうございました。</p>
<p>【閉会】</p>	
司会	<p>それでは以上でございます。本日はお忙しい中2日間にわたり御出席いただきありがとうございました。以上を持ちまして、第131回千葉県森林審議会森林保全部会を閉会いたします。</p>